

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【計算期間】	第5期中(自平成29年10月1日至平成30年3月31日)
【ファンド名】	コクサイ・ケイマン・トラスト - 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン - 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン (Kokusai Cayman Trust - USD-denominated USD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open - AUD-denominated AUD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open)
【発行者名】	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	デプティ・マネージング・ディレクター 小林 央明
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番 (287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 同 十枝 美紀子 同 中川 雄介
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6775)1000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

１【ファンドの運用状況】

コクサイ・ケイマン・トラスト - 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 (Kokusai Cayman Trust - USD-denominated USD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open) (以下「米ドル建 米ドルヘッジ」ということがある。) およびコクサイ・ケイマン・トラスト - 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン (Kokusai Cayman Trust - AUD-denominated AUD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open) (以下「豪ドル建 豪ドルヘッジ」ということがあり、米ドル建 米ドルヘッジおよび豪ドル建 豪ドルヘッジを個別にまたは総称して「サブ・ファンド」ということがある。) の運用状況は、以下のとおりである。

(１)【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

<米ドル建 米ドルヘッジ>

(平成30年４月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	40,239,218.75	96.97
現金・その他の資産(負債控除後)		1,257,927.89	3.03
合計(純資産価額)		41,497,146.64 (約4,538百万円)	100.00

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

(平成30年４月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (オーストラリア・ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	16,001,643.14	98.97
現金・その他の資産(負債控除後)		165,808.70	1.03
合計(純資産価額)		16,167,451.84 (約1,336百万円)	100.00

(注１) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り同じ。

(注２) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成30年４月27日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝109.35円および１豪ドル＝82.61円)による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示は、別段の記載がない限り、これによるものとする。

(注３) コクサイ・ケイマン・トラスト(Kokusai Cayman Trust)(以下「ファンド」という。)およびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、米ドル建 米ドルヘッジの受益証券は米ドル建、豪ドル建 豪ドルヘッジの受益証券は豪ドル建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。

(注４) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（ ）投資有価証券の主要銘柄

<米ドル建 米ドルヘッジ>

（平成30年４月末日現在）

順位	銘柄名	国・地域名	種類	数量（口）	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1.	コクサイ・トラスト - ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド 米ドル建 米ドルヘッジクラス	ケイマン諸島	投資信託	279,925	129.95	36,376,113.68	143.75	40,239,218.75	96.97

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

（平成30年４月末日現在）

順位	銘柄名	国・地域名	種類	数量（口）	簿価（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1.	コクサイ・トラスト - ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	ケイマン諸島	投資信託	105,782	132.95	14,063,565.46	151.27	16,001,643.14	98.97

<参考情報>

コクサイ・トラスト - ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）の組入上位銘柄

（平成30年４月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	種類	業種	投資比率（％）
1.	信越化学工業株式会社	日本	普通株式	素材	3.76
2.	旭化成株式会社	日本	普通株式	素材	3.37
3.	ソフトバンクグループ株式会社	日本	普通株式	通信	3.30
4.	株式会社村田製作所	日本	普通株式	工業	2.75
5.	大和ハウス工業株式会社	日本	普通株式	耐久消費財	2.67
6.	S M C 株式会社	日本	普通株式	工業	2.64
7.	株式会社ファーストリテイリング	日本	普通株式	耐久消費財	2.58
8.	日本たばこ産業株式会社	日本	普通株式	非耐久消費財	2.42
9.	オリックス株式会社	日本	普通株式	金融	2.39
10.	株式会社三井住友フィナンシャルグループ	日本	普通株式	金融	2.19
11.	株式会社デンソー	日本	普通株式	耐久消費財	2.15
12.	S B I ホールディングス株式会社	日本	普通株式	通信	2.13
13.	塩野義製薬株式会社	日本	普通株式	非耐久消費財	2.12
14.	明治ホールディングス株式会社	日本	普通株式	非耐久消費財	2.00
15.	株式会社キーエンス	日本	普通株式	工業	1.92
16.	日本電産株式会社	日本	普通株式	工業	1.85
17.	三菱商事株式会社	日本	普通株式	耐久消費財	1.83
18.	日揮株式会社	日本	普通株式	工業	1.74

順位	銘柄名	発行地	種類	業種	投資比率 (%)
19.	株式会社りそなホールディングス	日本	普通株式	金融	1.70
20.	株式会社ＩＨＩ	日本	普通株式	工業	1.68
21.	株式会社日立製作所	日本	普通株式	工業	1.61
22.	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	日本	普通株式	金融	1.60
23.	ホンザキ株式会社	日本	普通株式	耐久消費財	1.55
24.	株式会社ニフコ	日本	普通株式	耐久消費財	1.51
25.	株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本	普通株式	金融	1.50
26.	ルネサスエレクトロニクス株式会社	日本	普通株式	技術	1.49
27.	株式会社ナカニシ	日本	普通株式	非耐久消費財	1.43
28.	株式会社リクルートホールディングス	日本	普通株式	非耐久消費財	1.31
29.	浜松ホトニクス株式会社	日本	普通株式	工業	1.28
30.	伊藤忠商事株式会社	日本	普通株式	耐久消費財	1.25

（注１）業種については、ブルームバーグ・インダストリー・セクターに基づいて記載している。

（注２）投資比率とは、投資先ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（ ）投資不動産物件

該当事項なし（平成30年４月末日現在）。

（ ）その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（平成30年４月末日現在）。

(2) 【運用実績】

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

【純資産の推移】

平成30年４月末日前１年間に於ける各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成29年５月末日	31,175,970.84	3,409,092,411	0.010514	1.1497
６月末日	30,738,185.26	3,361,220,558	0.010812	1.1823
７月末日	30,319,018.84	3,315,384,710	0.010871	1.1887
８月末日	29,705,321.83	3,248,276,942	0.010931	1.1953
９月末日	30,702,750.10	3,357,345,723	0.011399	1.2465
10月末日	26,047,025.95	2,848,242,288	0.010462	1.1440
11月末日	27,170,998.82	2,971,148,721	0.010539	1.1524
12月末日	28,841,538.76	3,153,822,263	0.010723	1.1726
平成30年１月末日	32,052,421.64	3,504,932,306	0.010966	1.1991
２月末日	36,437,435.10	3,984,433,528	0.010377	1.1347
３月末日	39,530,054.50	4,322,611,460	0.010094	1.1038
４月末日	41,497,146.64	4,537,712,985	0.010472	1.1451

(注) 上記「純資産価額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産価額および１口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成29年５月末日	16,779,838.82	1,386,182,485	0.010592	0.8750
６月末日	16,456,686.97	1,359,486,911	0.010890	0.8996
７月末日	15,221,376.71	1,257,437,930	0.010935	0.9033
８月末日	14,652,342.77	1,210,430,036	0.010989	0.9078
９月末日	14,388,854.54	1,188,663,274	0.011481	0.9484
10月末日	12,479,816.20	1,030,957,616	0.010480	0.8658
11月末日	13,163,738.00	1,087,456,396	0.010546	0.8712
12月末日	12,735,024.69	1,052,040,390	0.010713	0.8850
平成30年１月末日	13,215,002.84	1,091,691,385	0.010950	0.9046
２月末日	13,666,870.44	1,129,020,167	0.010325	0.8529
３月末日	15,291,528.95	1,263,233,207	0.010023	0.8280
４月末日	16,167,451.84	1,335,593,197	0.010409	0.8599

< 参考情報 >

純資産価額および１口当たり純資産価格の推移（平成26年２月19日～平成30年４月末日）



（注）課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている１口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

【分配の推移】

下記期間における１口当たり分配金の額（課税前）は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	米ドル	円
平成29年５月１日～平成30年４月末日	0.001538	0.1682

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	豪ドル	円
平成29年５月１日～平成30年４月末日	0.001626	0.1343

<参考情報>

分配の推移

米ドル建 米ドルヘッジ

(1口当たり、課税前)

	米ドル
第1会計年度 (2014年2月19日～2014年9月末日)	該当事項なし
第2会計年度 (2014年10月1日～2015年9月末日)	0.000080
第3会計年度 (2015年10月1日～2016年9月末日)	0.000896
第4会計年度 (2016年10月1日～2017年9月末日)	0
2014年10月	0.000080
2015年10月	0.000896
2016年10月	0
2017年10月	0.001538
直近1年間累計	0.001538
設定来累計	0.002514

豪ドル建 豪ドルヘッジ

(1口当たり、課税前)

	豪ドル
第1会計年度 (2014年2月19日～2014年9月末日)	該当事項なし
第2会計年度 (2014年10月1日～2015年9月末日)	0.000160
第3会計年度 (2015年10月1日～2016年9月末日)	0.000898
第4会計年度 (2016年10月1日～2017年9月末日)	0
2014年10月	0.000160
2015年10月	0.000898
2016年10月	0
2017年10月	0.001626
直近1年間累計	0.001626
設定来累計	0.002684

(注) 直近１年間累計とは、2017年５月１日から2018年４月末日までの期間における１口当たり分配金の累計額であり、設定来累計とは、運用開始日である2014年２月19日から2018年４月末日までの期間における１口当たり分配金の累計額である。

【収益率の推移】

下記期間における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	収益率（注）
平成29年５月１日～平成30年４月末日	18.10%

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	収益率（注）
平成29年５月１日～平成30年４月末日	17.69%

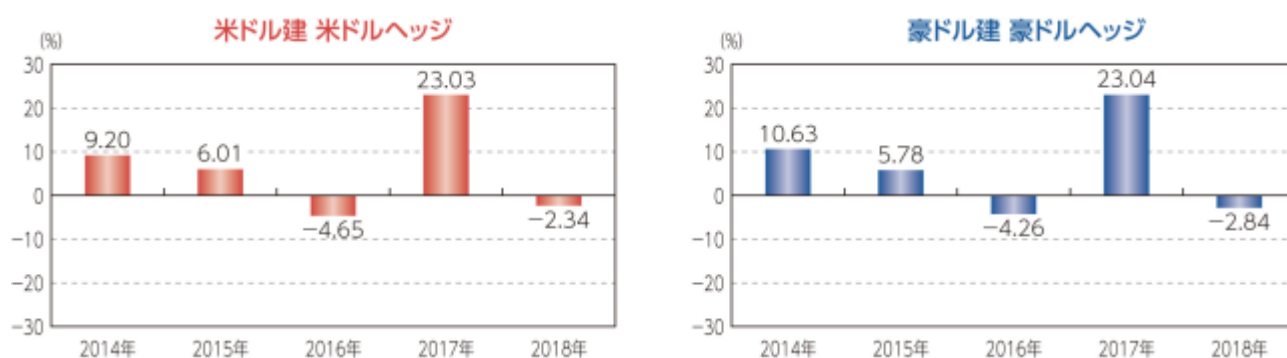
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝平成30年４月末日現在の１口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝平成29年４月末日現在の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

<参考情報>

年間収益率の推移



（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝各暦年末現在の課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格

b＝当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格（ただし、2014年の場合は当初発行価格（米ドル建 米ドルヘッジについては１口当たり0.01米ドル、また豪ドル建 豪ドルヘッジについては１口当たり0.01豪ドル））

（注２）2014年については、２月19日（運用開始日）から12月末日までの収益率を記載しており、また2018年については、１月１日から４月末日までの収益率を記載している。

（注３）サブ・ファンドにベンチマークはない。

２【販売及び買戻しの実績】

平成30年４月末日前１年間における販売および買戻しの実績、ならびに平成30年４月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
平成29年５月１日～ 平成30年４月末日	2,244,016,531 (2,244,016,531)	1,284,589,487 (1,284,589,487)	3,962,839,599 (3,962,839,599)

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
平成29年５月１日～ 平成30年４月末日	769,518,996 (769,518,996)	790,069,087 (790,069,087)	1,553,164,338 (1,553,164,338)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。

３【ファンドの経理状況】

（Ａ）【コクサイ・ケイマン・トラスト - 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン】

- a．サブ・ファンドの日本文の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成５年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。）第76条第４項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成30年４月27日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝109.35円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【資産及び負債の状況】

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
資産負債計算書
2018年３月31日現在（未監査）

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（原価：35,862,693米ドル）	38,259,026	4,183,624
現金	1,405,164	153,655
未収金：		
サブ・ファンド受益証券売却	469,494	51,339
その他の資産	13,151	1,438
資産合計	40,146,835	4,390,056
負債		
未払金：		
投資有価証券購入	460,104	50,312
未払販売報酬	55,916	6,114
未払専門家報酬	47,442	5,188
未払投資顧問報酬	27,958	3,057
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	9,444	1,033
未払保管報酬	6,506	711
未払代行協会員報酬	3,994	437
未払管理報酬	3,195	349
未払受託報酬	2,221	243
負債合計	616,780	67,445
純資産	39,530,055	4,322,612
純資産		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	39,530,055	4,322,612
発行済受益証券口数		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	3,916,081,161 口	
受益証券１口当たり純資産価格	米ドル	円
米ドル建 米ドルヘッジクラス	0.010094	1.1038

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
損益計算書
2018年３月31日までの６か月間（未監査）

	米ドル	千円
費用		
販売報酬	105,718	11,560
投資顧問報酬	52,859	5,780
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	23,949	2,619
専門家報酬	17,037	1,863
保管報酬	14,423	1,577
代行協会員報酬	7,551	826
管理報酬	6,041	661
受託報酬	4,987	545
登録費用	262	29
費用合計	232,827	25,460
投資純損失	(232,827)	(25,460)
実現および未実現利益（損失）		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドの売却	520,528	56,920
実現純利益	520,528	56,920
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(255,422)	(27,930)
未実現評価損の純変動	(255,422)	(27,930)
実現および未実現純利益	265,106	28,989
運用による純資産の純増加	32,279	3,530

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
純資産変動計算書
2018年３月31日までの６か月間（未監査）

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）		
投資純損失	(232,827)	(25,460)
実現純利益	520,528	56,920
未実現評価損の純変動	(255,422)	(27,930)
運用による純資産の純増加	32,279	3,530
受益者への分配	(3,930,034)	(429,749)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純増加	12,816,356	1,401,469
純資産の純増加	8,918,601	975,249
純資産		
期首	30,611,454	3,347,362
期間末	39,530,055	4,322,612

米ドル建 米ドルヘッジクラス

サブ・ファンドの受益証券取引		
受益証券口数		
発行	1,807,857,247 口	
買戻し	(577,320,481) 口	
受益証券口数の純変動	1,230,536,766 口	
金額		
発行	19,010,929 米ドル	2,078,845 千円
買戻し	(6,194,573) 米ドル	(677,377) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加	12,816,356 米ドル	1,401,469 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 財務ハイライト
 2018年３月31日までの６か月間（未監査）

受益証券１口当たりデータ（要約）

	米ドル建 米ドルヘッジクラス	
	米ドル	円
期首１口当たり純資産価格	0.011399	1.2465
投資純損失 [±]	(0.000082)	(0.0090)
投資による実現および未実現純利益	0.000315	0.0344
投資運用による利益合計	0.000233	0.0255
受益者への分配	(0.001538)	(0.1682)
期間末１口当たり純資産価格	0.010094	1.1038
トータル・リターン [*]	1.98 %	
期間末純資産	39,530,055	4,322,611,514
平均純資産に対する費用比率	1.55 %	
平均純資産に対する投資純損失比率	(1.55)%	

[±] 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

^{*} トータル・リターンは、再投資された分配金（もしあれば）の影響を踏まえたものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2018年3月31日現在(未監査)

1. 組織

米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン(以下「サブ・ファンド」という。)は、コクサイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島(以下「ケイマン諸島」という。)のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2014年2月19日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラストのシリーズの一つであるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(以下「投資先ファンド」という。)の米ドル建 米ドルヘッジクラスへの投資を通じて、信託財産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等(同様の金融商品を含む。)に投資する。サブ・ファンドは、資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、投資目的の達成を追求する。したがって、サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態で構成されている。本書中のこれに反する記載に関わらず、サブ・ファンドまたは受益者の利益になると判断される場合、サブ・ファンドの資産が株式および確定利付証券を含むその他の有価証券に投資されることがある。

サブ・ファンドは、ASC 946における指針の解釈に基づく投資会社としての定義に合致している。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJ国際投信株式会社(以下「投資顧問会社」という。)である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2017年10月1日から2018年3月31日までの期間を反映している。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S. GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日（（１）ロンドン、ニューヨークおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ（２）ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。サブ・ファンドの純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）によって、各営業日の営業終了時点において小数第６位まで四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2018年３月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル１およびレベル２インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社に特化した会計指針に従って１口当たり純資産価格を計算する投資先ファンドに対する投資の公正価値の見積りのためにＵ．Ｓ．ＧＡＡＰの下で権威ある指針に従う。したがって、サブ・ファンドが投資の１口当たり純資産価格が公正価値を示すと決定した場合、サブ・ファンドは、さらなる調整を行っていない当該投資の１口当たり純資産価格（またはそれと同等のもの。）を使用して投資会社に対する投資の公正価格を計上する（以下「現実的手段」という。）。当該指針は、報告事業体の測定日現在、投資会社に特化した会計指針に従って投資の１口当たり純資産価格を決めた場合のみサブ・ファンドが現実

的手段を用いることを許容する。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうちインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらのＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下は、2018年３月31日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示す。*

投資対象：	同一の投資対象 の活発な市場に おける（未調整 の）公表価格 （レベル１）	重要なその他の 観察可能な インプット （レベル２）	重要な 観察不能な インプット （レベル３）	純資産価格で 測定される 投資対象	2018年３月31日 現在の公正価値
投資先ファンドへの投資					
ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（コクサイ・トラストのサブ・ファンド） - 米ドル建 米ドルヘッジ ラス	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 38,259,026	\$ 38,259,026
投資先ファンドへの投資合計	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 38,259,026	\$ 38,259,026

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

2018年3月31日に終了した6か月間において、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期間末に会計処理を行う。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドの売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、分配落日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、2014年10月以降（または、管理会社が決定するこれより後の年以降）、毎年10月14日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2018年3月31日に終了した6か月間において、以下の分配金が宣言され、支払われた。

受益者への分配金		合計
米ドル建 米ドルヘッジクラス	\$	3,930,034

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの表示通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの表示通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターン強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益(損失)または未実現利益(損失)の純変動として損益計算書に反映される。当期間において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

下表は、サブ・ファンドのデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に要約したものである。

2018年3月31日に終了した6か月間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益/(損失)	
外国為替予約取引に係る実現純利益	\$ 38

サブ・ファンドは、随時、締結される店頭デリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約等のマスター・ネットリング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび関連する取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保(もしあれば)は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額

に関しては、投資有価証券明細表に記載されている。サブ・ファンドが設定した担保(もしあれば)は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定される。2018年3月31日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースにおいても、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するサブ・ファンドの一または複数の取引相手方による決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

3. 投資先ファンド

本「3. 投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2017年9月30日現在の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2018年3月31日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(以下「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」という。)は、2009年9月2日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託(以下「マスター・トラスト」という。)のもとで2013年10月3日付補遺信託証書(以下「補遺信託証書」)に従い設立されたサブ・ファンドである。マスター・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド(以下「投資先ファンドの受託会社」という。)が行った信託宣言に従って設立された。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、2013年10月24日付で運用を開始した。

注記3において、インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドは、注記1において定義されるサブ・ファンドの受託会社(ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド)と区別する目的においてのみ、投資先ファンドの受託会社と称される。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、投資家に対して13のクラスの受益証券が販売されている。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの運用開始時には、投資家に対し11のクラス(豪ドルクラス、ブラジル・リアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラス)の受益証券が販売されていた。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く各クラスの販売は、日本円で行われる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの販売は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建で行われる。また、金利差に相当する為替ヘッジ・プレミアムおよび受益証券クラスの通貨(以下「クラス通貨」という。)の高騰に由来する為替差益を追求するため、日本円クラスを除く各株式クラスは、外国為替予約取引またはノン・デリバラブル・フォワード取引を締結することによる、為替ヘッジ・ポジションを有している。ヘッジ・ポジションを取る場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、クレディ・スイス・インターナショナル(以下「為替管理事務代行会社」という。)が提供するヘッジ・オーバーレイ・サービスを利用することに同意する。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社によって設定された特定の日本の投資信託（三菱ＵＦＪ国際投信株式会社が投資顧問業務を提供しているケイマン諸島の信託である、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドに対してのみ販売される豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く。）のマスター・ファンドとしてのみ設立されている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および表示通貨（以下「機能通貨」という。）は、日本円である。投資先ファンドの受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを指定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券１口当たり純資産価格は、当該クラスの運用通貨で計算および値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの運用通貨は、豪ドルであり、豪ドルクラス、ブラジル・レアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラスについては、日本円であり、また、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては、米ドルである。2017年９月30日現在、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの運用通貨建の受益証券１口当たり純資産価格は、それぞれ141.5633豪ドルおよび134.1950米ドルであった。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資目的は、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（これに準じるものを含む。）に投資することにより、信託財産の成長を追求することである。市場の全サイクルを通じて、投資運用会社は、ＴＯＰＩＸ配当込み指数を日本円建て年間1.5％（手数料控除前）上回ることを目指している。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは投資会社であり、米国財務会計基準審議会（ＦＡＳＢ）会計基準編纂書Topic 946「金融サービス - 投資会社」の投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資運用会社は、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類は、2016年10月1日から2017年9月30日（ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの会計年度末日を指す。）までの期間を反映している。以下は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの全資産の評価を行う。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、毎営業日（日本における祝日以外の日であり、かつ、ニューヨーク証券取引所、ならびにニューヨーク、ロンドンおよび日本の銀行が営業を行っている日をいう。）および投資先ファンドの受託会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されないジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。受益証券１口当たり純資産価格は、日本円建てで計算される。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラス（これらの純資産価額は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建てで計算される。）の純資産価額は、表示通貨である日本円に換算される。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、通常、各営業日において計算され、受益証券１口当たり純資産価格は、小数第４位まで四捨五入して調整される。

(B) 証券の評価

純資産価額の計算にあたり、市場相場が容易に入手可能な組入有価証券およびその他の資産は、公正価値で表示される。公正価値は、通常、当該証券の主要な市場である証券取引所における最新の売値に基づいて決定され、売却が報告されていない場合は、相場報告システム、確立したマーケット・メーカーまたは独立したプライシング・サービスから取得された相場に基づき決定される。

市場相場が容易に入手可能ではない証券およびその他の資産は、管理事務代行会社が、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下で誠実に決定した公正価値により評価される。管理事務代行会社は、市場相場が容易に取得可能ではない場合において証券およびその他の資産を評価するための手法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に取得可能ではない特定の証券または投資は、投資先ファンドの受託会社が確立したガイドラインに従って、他の証券または指標を参照した上で評価することができる。

市場相場は、直近のまたは信用に値する、市場に基づくデータ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値に関する情報、ブローカーによる相場価格）が存在しない場合に、容易に入手可能ではないものとみなされ、関連する市場の取引終了後においてジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に重大な影響を与える事由が発生した場合も含まれる。更に、市場相場は、特別な事情により、当該証券が取引される取引所または市場において終日取引が行われず、またはその他の市場価格が入手できない場合にも、容易に入手可能ではないものとみなされる。管理事務代行会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に著しい影響を与える重大な事由の監視、および当該重大な事由に鑑みて該当する証券または資産の価値の再評価の必要性の有無の判断につき責任を負う。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドがその純資産価額の決定のために公正価値を決定する場合、証券の価格は、当該証券が取引される主要な市場における相場ではなく、管理事務代行会社またはその指示の下に行為する者が公正価値を正確に反映していると考えその他の方法により決定される。公正価値の決定には、証券の価値に関する主観的な判断が必要となる。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの方針は、価格決定時の証券の価値を適正に反映した純資産価額の計算を意図したものであるが、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該証券を価格決定時点で売却する場合（例えば、強制的または危殆時における売却等）に、投資先ファンドの受託会社またはその指示の下に行為する者によって決定された公正価値が、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが当該証券について取得することができたであろう価格を正確に反映していることを保証することはできない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが使用する価格は、当該証券が売却された場合に実現可能であったであろう価値と異なることがあり、両者の差異は、財務書類上重大である場合がある。

公正価値測定

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資運用会社による重大な判断が要求される。投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資先ファンドの受託会社によって認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資

活発な市場における市場相場に基づき評価され、レベル１に分類される投資には、株式および短期金融証券が含まれる。投資先ファンドの受託会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが多額のポジションを有しており、売却が相場価格に合理的に影響を与える場合であっても、当該証券について相場価格の調整を行わない。

活発ではないとみなされる市場において取引されるが、市場相場価格、ディーラーによる相場価格または観察可能なインプットによって裏付けられる代替的な価格決定のための情報源に基づき評価される投資は、レベル２に分類される。当該投資には、社債、ソブリン債および一部の優先株式が含まれる。レベル２投資には、活発な市場において取引されない、かつ／または譲渡制限の対象となるポジションが含まれているため、非流動性および／または非譲渡可能性を反映する形で評価が調整されることがあり、これらは、通常、入手可能な市場の情報に基づく。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、上場先物契約およびオプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値ヒエラルキーのレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらのＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

下表は、2017年９月30日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示したものである。＊

投資対象＊：	同一の投資に係る 活発な市場における 未調整の公表価格 (レベル１)	その他の重大な 観察可能なイン プット (レベル２)	重大な観察不能 なインプット (レベル３)	2017年９月30日 現在の公正価値
普通株式				
航空宇宙／防衛	¥ 984,301,000	¥ -	¥ -	¥ 984,301,000
農業	701,826,400	-	-	701,826,400
自動車製造	108,810,050	-	-	108,810,050
自動車部品および機器	1,051,989,100	-	-	1,051,989,100
銀行	2,384,351,480	-	-	2,384,351,480
飲料	248,757,600	-	-	248,757,600
建設資材	216,859,500	-	-	216,859,500
化学製品	2,363,747,000	-	-	2,363,747,000
商業サービス	486,722,800	-	-	486,722,800
化粧品／パーソナルケア	293,721,200	-	-	293,721,200
流通／卸売	928,938,650	-	-	928,938,650
各種金融サービス	1,364,695,950	-	-	1,364,695,950
電気	97,153,500	-	-	97,153,500
電子部品および機器	737,988,000	-	-	737,988,000
電子機器	2,325,932,000	-	-	2,325,932,000
土木建築	24,583,500	-	-	24,583,500
食品	599,985,100	-	-	599,985,100
手工具／工作機械	1,317,708,000	-	-	1,317,708,000
健康管理用品	1,094,643,900	-	-	1,094,643,900
住宅建設業	1,113,574,100	-	-	1,113,574,100
家財道具	426,867,900	-	-	426,867,900
保険	310,557,500	-	-	310,557,500
インターネット	707,615,600	-	-	707,615,600
鉄鋼	352,306,500	-	-	352,306,500
娯楽	68,954,000	-	-	68,954,000
機械建設および採掘	926,209,500	-	-	926,209,500
各種機械	1,361,204,380	-	-	1,361,204,380
金属製造／ハードウェア	63,956,000	-	-	63,956,000
鋳業	150,307,500	-	-	150,307,500
その他の製造業	124,332,000	-	-	124,332,000
オフィス／事務用機器	111,537,800	-	-	111,537,800
容器包装	157,550,000	-	-	157,550,000
製薬	579,424,200	-	-	579,424,200
不動産	67,032,000	-	-	67,032,000
小売業	785,488,400	-	-	785,488,400
半導体	436,657,200	-	-	436,657,200
ソフトウェア	226,170,000	-	-	226,170,000
電気通信	1,841,076,550	-	-	1,841,076,550
玩具／ゲーム／趣味	265,984,000	-	-	265,984,000
交通	436,697,000	-	-	436,697,000
投資合計	¥ 27,846,216,860	¥ -	¥ -	¥ 27,846,216,860

金融デリバティブ商品**

資産

外国為替予約取引	¥	-	¥	126,905,484	¥	-	¥	126,905,484
----------	---	---	---	-------------	---	---	---	-------------

負債

外国為替予約取引	¥	-	¥	(46,461,027)	¥	-	¥	(46,461,027)
----------	---	---	---	--------------	---	---	---	--------------

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

** 外国為替予約取引等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益／（評価損）で評価されている。

2017年9月30日に終了した年度において、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期末に会計処理を行う。

2017年9月30日現在、レベル3のインプットとして評価される証券はなかった。

(C) 証券取引および投資収益

財務報告の目的上、証券取引は取引日において計上される。証券の売却による実現損益は、個別法に基づき報告される。分配収益は、分配落日に計上される。ただし、分配落日が経過している場合、外国有価証券からの特定の配当金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが合理的な努力をはらって分配落日を確認した後速やかに計上される。投資収益について外国税の還付の有無が不確定の場合、投資収益は、外国税を控除した上で計上される。その他の収益には、定期預金の利息が含まれる。

(D) 分配方針

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、シリーズごとの決議による承認をもって、各クラスにつき分配金（現金または現物による。）の再投資を宣言し、これを手配する。日本円以外の通貨建のクラスについて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、分配を行う意向を有していない。

分配は、毎月行われ、（ ）純実現キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、純未実現キャピタル・ゲインおよび純収益から拠出されたプラスの総額と、（ ）ポートフォリオの分配イールド、純ファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム（費用）に基づく論理的な収益予想（各クラスの純資産合計額により計算される。）のいずれか大きい方に基づき計算される。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、管理事務代行会社が上記のとおり決定するより大きい方の金額につきクラスの各受益者に対して毎月分配を宣言し、当該分配金は、再投資される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該月に係る分配金を前月の最終営業日または投資先ファンドの受託会社とその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「基準日」という。）において宣言し、通常、当該月の最初の営業日（当該日が営業日ではない場合は、翌営業日）または投資先ファンドの受託会社とその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「分配日」という。）において、当該分配金を再投資する。各クラスの受益者は、分配金の再投資を選択しているため、関連する分配日において、受益証券が発行される。

2017年9月30日に終了した年度について宣言され、かつ、再投資された分配金は以下のとおりである。

受益者への分配	金額
豪ドルクラス	¥ 13,317,833
ブラジル・リアルクラス	140,594,439
人民元クラス	3,020,982
ユーロクラス	2,155,172
インドネシア・ルピアクラス	3,489,006
日本円クラス	21,683,461
メキシコ・ペソクラス	42,125,303
ロシア・ルーブルクラス	2,069,779,128
トルコ・リラクラス	18,792,832
米ドルクラス	186,100,600
南アフリカ・ランドクラス	2,562,068
合計	¥ 2,503,620,824

(E) 現金および外国通貨

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および報告通貨は、日本円である。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。証券およびデリバティブへの投資に係る外国為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(F) 定期預金

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰の現金残高を翌日物定期預金として、投資運用会社が決定する1または複数の適格な預金受入機関に預託している。当該預金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(G) 外国為替予約取引

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格提供会社から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはリスクにさらされる可

能性がある。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれから固有のクラスに配分される。2017年９月30日現在の未決済の外国為替予約取引の一覧は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定していない。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現評価益／（評価損）の純変動として損益計算書に反映される。当年度において、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2017年９月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値 A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク *	
資産デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現評価益	¥	126,905,484
負債デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現（評価損）	¥	(46,461,027)

* 総価額は、資産負債計算書における未決済の外国為替予約取引に係る未実現評価損益の項に記載されている。

2017年９月30日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

ＡＳＣ 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク	
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)		
外国為替予約取引に係る実現純利益	¥	3,417,590,737
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / (評価損) の 変動		
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	¥	21,816,257

2017年９月30日に終了した年度において、未決済の外国為替予約取引の平均月次元本は以下のとおりであった。

ファンド・レベル*	¥	5,471,700
豪ドルクラス	¥	400,891,421
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	¥	1,354,660,171
ブラジル・リアルクラス	¥	1,337,586,427
人民元クラス	¥	44,602,361
ユーロクラス	¥	154,501,352
インドネシア・ルピアクラス	¥	48,888,130
メキシコ・ペソクラス	¥	551,955,602
ロシア・ルーブルクラス	¥	10,811,011,088
トルコ・リラクラス	¥	178,219,064
米ドルクラス	¥	7,039,051,628
米ドル建 米ドルヘッジクラス	¥	3,298,268,606
南アフリカ・ランドクラス	¥	28,217,800

* 全クラスについて保有されている外国為替予約取引。ファンド・レベルについてのみ、５か月間の取引活動に係る外国為替予約取引の平均月次元本が記載されている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、随時、締結されるＯＴＣデリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約等のマスター・ネットティング契約の当事者である。マスター・ネットティング契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはジャパン・エクイティ・マスター・ファンドおよび関連する取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター・ネットティング契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表に記載されている。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが設定した担保（もしあ

れば）は、保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定される。2017年9月30日現在、担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに適用ある終了事由は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースにおいても、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの一または複数の取引相手方による決定は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

(1) 受益証券

2017年9月30日現在、すべての発行済み受益証券は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社により設定された3名の関連する受益者によって保有されていた。当該3名の受益者は、純資産の100%に対して持分を有していた。

受益証券は、純資産価額に基づきプロラタ方式でジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの利益および分配に参加するクラスにつき、以下に記載する終了事由の際の資産に関係する範囲において発行される。受益証券は、無額面であり、発行時にその全額が払い込まれなければならない、優先権または先買権は付されていない。管理事務代行会社は、整数または端数の受益証券を発行することができる。

発行

当初払込日以降、各クラスの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券の1口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の「指定時刻」（日本円建クラスの場合は東京時間の午後6時、日本円以外の通貨建クラスの場合はルクセンブルグ時間の午後1時、または投資先ファンドの受託会社が適切とみなす時刻）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から5営業日目に保管会社により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

投資先ファンドの受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

買戻し

受益者は、毎営業日および投資先ファンドの受託会社はその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）に、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日の指定時刻までに買戻日現在の受益証券の買戻を請求しなければならない。指定時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

買戻請求には、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買い戻される受益証券の各通貨での金額のいずれかを明記しなければならない。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、関連する買戻日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。投資先ファンドの受託会社の単独の裁量において、またはその受任者により、受益者による買戻しの条件が取消しまたは修正されることがある。

日本円建クラスの買戻金額は、通常、関連する買戻日から４「東京営業日」（東京において銀行が営業している日）以内に日本円で支払われる。日本円以外の通貨建のクラスについては、買戻金額は、通常、関連する買戻日から４営業日以内に各クラスの通貨で支払われる。

譲渡

受益証券の募集は1933年米国証券法（その後の改正を含む。）に基づく登録を受けていないため、各購入者は、申込契約において、当該購入者による受益証券の購入が投資目的であり、当該受益証券の全部または一部の譲渡または処分を意図していない旨の表明保証を行わなければならない。

受益者は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して書面による事前の通知を行い、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの書面による事前の同意（ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、その単独かつ絶対的な裁量において当該同意を留保することができる。また、通常、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該同意を付与する意向を有していない。）を取得することなく、自身が保有する受益証券の全部または一部を譲渡またはその他贈与等の方法により処分してはならない。受益者の死亡に伴い譲渡または処分が提案される場合、当該受益者の財産につき適式に授權された代理人による通知を行うことができる。当該通知は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドにとって満足のいく形の法的権限に係る証拠により裏付けられたものでなければならない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、法律の適用により受益証券の所有権を取得した者により保有される受益証券を強制的に買い戻す権利を有する。

(J) 報酬および費用

投資先ファンドは、自らの費用（会計・事務管理報酬、投資運用報酬、投資先ファンドの受託報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、為替管理事務代行報酬および投資先ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない。）を負担する。これらの報酬は、投資先ファンドへの投資の純資産価額を通じて間接的にサブ・ファンドが負担している。

4. 受益証券

2018年3月31日現在、サブ・ファンドにより発行されたすべての受益証券は、単一の関連受益者名義で保有されている。当該受益者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える可能性がある。

(A) 発行

当初払込日以降、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券1口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間の午後1時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から5営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島の2008年犯罪収益法（随時改正される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

当初払込日以降、受益者はいずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社は、その単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻金額の支払は、サブ・ファンドの表示通貨建てで、管理会社が買戻請求を承認した日（同日を含む。）から通常5営業日以内に、保管会社またはその代理人によって行われる。

受益証券の買戻金額は、管理会社が買戻請求を承認した営業日現在の1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、買戻しを行う受益者に支払われる買戻代金から第三者の費用または源泉徴収税（該当する場合）を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

５．リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより株式への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する一つ以上の市場の価格が下がるリスクをいい、市場が急激にかつ予測不能に下降する可能性を含む。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択する証券の運用実績が、同様の投資目的および投資戦略を持つその他のファンドが選択する市場、関連する指数または証券の運用実績を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

投資先ファンドは、主に日本円建の資産に投資する。サブ・ファンドは、米ドル建であるため、為替相場の変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。当該リスクは、通常、「為替変動リスク」と呼ばれ、サブ・ファンドの強力な機能通貨が投資家へのリターンを減少させる可能性がある一方、サブ・ファンドの弱い機能通貨が当該リターンを増加させる可能性があることをいう。外国為替変動リスクの軽減を追求するための手段として、日本円建の原資産について、原則として投資先ファンドによって米ドルに対する為替ヘッジ取引が実施される。このため、外国為替相場の変動が投資先ファンドにおけるサブ・ファンドの投資の価値に影響を与えることがある。

(C) 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

(D) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

投資先ファンドまたは投資先ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行およびブローカーを含む。）が、財務上の困難および投資先ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、投資先ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとマスター・ネットティング契約を締結することで、カウンター・パーティーの信用リスクに対するエクスポージャーの軽減を試みる。マスター・ネットティング契約は、カウンター・パーティーの信用度が指定されたレベルを超えて低下した時点で、当該契約下で行われた取引のすべてを終了できる権利をサブ・ファンドに与える。マスター・ネットティング契約に基づき、各当事者は、他方当事者の債務不履行があった場合または契約が終了した場合に、当該契約の下で行われた取引のすべてを終了し、各取引に基づき一方当事者が他方当事者に対して支払義務を負う金額を相殺する権利を有する。サブ・ファンドのＯＴＣデリバティブに関連するカウンター・パーティーの信用リスクから発生する最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益の総額およびカウン

ター・パーティーがサブ・ファンドに差し入れた担保を超えるカウンター・パーティーの未払金額である。サブ・ファンドは、最低譲渡規定に従い、カウンター・パーティーのために、ＯＴＣデリバティブに関して、各カウンター・パーティーの未決済のデリバティブ契約における未実現評価益以上の金額の担保の差入を要求されることがあり、かかる差入れ担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に特定されている。

(E) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有するサブ・ファンドまたは証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(F) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券その他の商品は、米ドル以外の通貨建で表示または値付けがなされることがある。このため、外国為替相場の変動がサブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがある。このリスクは、一般的に「通貨リスク」として知られ、サブ・ファンドの弱い機能通貨が投資家への収益を増やす一方で、強力な機能通貨が投資家への収益を減少させることがある。

(G) デリバティブ

サブ・ファンドは、投資をヘッジするまたは利益の増加の追求を目的として、デリバティブ商品を利用することがある。他の種類の金融商品に比べて、デリバティブは、サブ・ファンドのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の変動が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた保有財産の価額変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能かもしくは費用効率が良いという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターン強化のためにデリバティブを利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きな上述のリスクにさらされることがある。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立書類に基づき、特定の当事者(受託会社および投資運用会社を含む。)は、サブ・ファンドに対する各自の義務の履行により発生する可能性のある債務の補償を受ける。更に、通常の業務において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。サブ・ファンドに対して現在発生していないが、将来行われる可能性のある請求が含まれるため、これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく事前の請求または損失を受けてはいない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法(その後の改正を含む。)におけるセーフ・ハーバーに資格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に実質的に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益(配当および一定種類の受取利息を含む。)に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会・会計基準編纂書740)は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。)時に「認定される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、権利または賦課金はない。

2018年3月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、時効に係る法令に基づき、2014年会計年度(運用開始年度)から当会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2014年会計年度(運用開始年度)から2018年3月31日までである。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、毎月3,750米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。2018年3月31日に終了した6か月間に管理事務代行会社および名義書換事務代行会社が稼得した報酬、

ならびに2018年３月31日現在における管理事務代行会社および名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は、保管会社との間で保管契約を締結し、保管会社は当該契約について純資産の0.01%から0.55%の範囲内の保管報酬を受領する。保管会社は、毎月400米ドルの最低報酬を受領する。保管会社はまた、専門的な処理に関して取引１件につき10米ドルから150米ドルの範囲内の取引費用も受領する。2018年３月31日に終了した６か月間に保管会社が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2018年３月31日に終了した６か月間に受託会社が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.35%の料率で年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2018年３月31日に終了した６か月間に投資顧問会社が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、サブ・ファンドに関する資料の配布、純資産価額の公表および日本におけるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類の提供に責任を負い、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年３月31日に終了した６か月間に代行協会員が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、日本法に従い投資家により申し込まれた受益証券取引の完了に責任を負い、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年３月31日に終了した６か月間に日本における販売会社が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、投資顧問会社の指示に従ってファンド運用サービスおよび投資運用サービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年３月31日に終了した６か月間に管理会社が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料

料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

９．関連当事者取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2018年３月31日に終了した６か月間に、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で締結された外国為替予約取引において38米ドルの実現純利益があり、損益計算書に開示されている。2018年３月31日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で未決済の外国為替予約取引はなかった。

10．最近発表された会計基準

2016年１月５日、ＦＡＳＢは、ＡＳＵ2016 - 01「金融商品 - 全般（サブ・トピック825 - 10）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表した。当該更新は、金融商品の利用者に対し、判断を行う上でより有益な情報を提供するために金融商品の報告モデルを強化することを意図したものであり、金融商品の認識、測定、表示および開示の特定の側面につき取り組むものである。ＡＳＵはさらに金融資産の貸倒損失への対応にも取り組むものとなる。ＡＳＵ2016 - 01は、2017年12月15日より後に開始する会計年度（かかる会計年度中の中間期間を含む。）に対し効力を生ずる。早期適用も認められる。

現時点においては、当該変更は財務諸表に影響を及ぼさないものと予想される。

11．後発事象

経営陣は、2018年５月25日（財務書類の公表日）までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2018年４月１日から2018年５月25日までに実施された発行金額は、2,629,342米ドルであり、買戻金額は、1,457,792米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

（２）【投資有価証券明細表等】

コクサイ・ケイマン・トラスト -
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表

2018年３月31日現在（未監査）

（通貨：米ドル）

投資先ファンドへの投資 - 96.8%	受益証券口数 (口)	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド （コクサイ・トラストのサブ・ファンド） - 米ドル建 米ドルヘッジクラス	276,758	96.8%	\$ 38,259,026
投資先ファンドへの投資合計 （特定された原価 \$ 35,862,693）		96.8	\$ 38,259,026
負債を上回る現金およびその他の資産		3.2	1,271,029
純資産		100.0%	\$ 39,530,055

2018年３月31日現在、サブ・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産の14.41%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の比例持分は、サブ・ファンドの純資産の５%を超過していない。

注記は、財務書類と不可分のものである。

（Ｂ）【コクサイ・ケイマン・トラスト - 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン】

- a．サブ・ファンドの日本文の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成５年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。）第76条第４項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）で表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成30年４月27日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１豪ドル＝82.61円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【資産及び負債の状況】

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 資産負債計算書
 2018年３月31日現在（未監査）

	豪ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（原価：13,777,865豪ドル）	15,100,302	1,247,436
現金	339,002	28,005
未収金：		
サブ・ファンド受益証券売却	348,391	28,781
その他の資産	16,511	1,364
資産合計	15,804,206	1,305,585
負債		
未払金：		
投資有価証券購入	341,423	28,205
未払専門家報酬	77,499	6,402
未払販売報酬	22,408	1,851
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	21,989	1,817
未払印刷費用	16,949	1,400
未払保管報酬	12,983	1,073
未払投資顧問報酬	11,204	926
未払受託報酬	5,340	441
未払代行協会員報酬	1,601	132
未払管理報酬	1,281	106
負債合計	512,677	42,352
純資産	15,291,529	1,263,233
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	15,291,529	1,263,233
発行済受益証券口数		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	1,525,573,451 口	
受益証券１口当たり純資産価格	豪ドル	円
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	0.010023	0.8280

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 損益計算書

2018年３月31日までの６か月間（未監査）

	豪ドル	千円
費用		
販売報酬	46,252	3,821
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	28,990	2,395
投資顧問報酬	23,126	1,910
専門家報酬	22,254	1,838
保管報酬	16,653	1,376
印刷費用	7,815	646
受託報酬	6,417	530
代行協会員報酬	3,304	273
管理報酬	2,643	218
登録費用	704	58
費用合計	158,158	13,065
投資純損失	(158,158)	(13,065)
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドの売却	1,718,449	141,961
実現純利益	1,718,449	141,961
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(1,409,099)	(116,406)
外国通貨換算および外国為替予約取引	(2)	(0.1652)
未実現評価損の純変動	(1,409,101)	(116,406)
実現および未実現純利益	309,348	25,555
運用による純資産の純増加	151,190	12,490

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 純資産変動計算書
 2018年３月31日までの６か月間（未監査）

	豪ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）		
投資純損失	(158,158)	(13,065)
実現純利益	1,718,449	141,961
未実現評価損の純変動	(1,409,101)	(116,406)
運用による純資産の純増加	151,190	12,490
受益者への分配	(2,021,301)	(166,980)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純増加	2,772,785	229,060
純資産の純増加	902,674	74,570
純資産		
期首	14,388,855	1,188,663
期間末	15,291,529	1,263,233

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

サブ・ファンドの受益証券取引		
受益証券口数		
発行	605,967,689 口	
買戻し	(333,674,311) 口	
受益証券口数の純変動	272,293,378 口	
金額		
発行	6,365,192 豪ドル	525,829 千円
買戻し	(3,592,407) 豪ドル	(296,769) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加	2,772,785 豪ドル	229,060 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）
 財務ハイライト
 2018年３月31日までの６か月間（未監査）

受益証券１口当たりデータ（要約）

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	
	豪ドル	円
期首１口当たり純資産価格	0.011481	0.9484
投資純損失 [±]	(0.000127)	(0.0105)
投資による実現および未実現純利益	0.000295	0.0244
投資運用による利益合計	0.000168	0.0139
受益者への分配	(0.001626)	(0.1343)
期間末１口当たり純資産価格	0.010023	0.8280
トータル・リターン [*]	1.29 %	
期間末純資産	15,291,529	1,263,233,211
平均純資産に対する費用比率	2.40 %	
平均純資産に対する投資純損失比率	(2.40)%	

[±] 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

^{*} トータル・リターンは、再投資された分配金（もしあれば）の影響を踏まえたものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2018年3月31日現在(未監査)

1. 組織

豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン(以下「サブ・ファンド」という。)は、コクサイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島(以下「ケイマン諸島」という。)のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2014年2月19日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラストのシリーズの一つであるジャパン・エクイティ・マスター・ファンド(以下「投資先ファンド」という。)の豪ドル建 豪ドルヘッジクラスへの投資を通じて、信託財産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等(同様の金融商品を含む。)に投資する。サブ・ファンドは、資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、投資目的の達成を追求する。したがって、サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態で構成されている。本書中のこれに反する記載に関わらず、サブ・ファンドまたは受益者の利益になると判断される場合、サブ・ファンドの資産が株式および確定利付証券を含むその他の有価証券に投資されることがある。

サブ・ファンドは、ASC 946における指針の解釈に基づく投資会社としての定義に合致している。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJ国際投信株式会社(以下「投資顧問会社」という。)である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2017年10月1日から2018年3月31日までの期間を反映している。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S. GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日(1) ロンドン、ニューヨークおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。)および管理会社が決定するその他の日(それぞれ「決算日」という。)に計算される。サブ・ファンドの純資産価額(以下「純資産価額」という。)は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。))によって、各営業日の営業終了時点において小数第6位まで四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下の通りである。

- ・レベル1 - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2 - 公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生するもの)に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3 - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット(観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2018年3月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル1およびレベル2インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社に特化した会計指針に従って1口当たり純資産価格を計算する投資先ファンドに対する投資の公正価値の見積りのためにU.S.GAAPの下で権威ある指針に従う。したがって、サブ・ファンドが投資の1口当たり純資産価格が公正価値を示すと決定した場合、サブ・ファンドは、さらなる調整を行っていない当該投資の1口当たり純資産価格(またはそれと同等のもの。)を使用して投資会社に対する投資の公正価格を計上する(以下「現実的手段」という。)。当該指針は、報告事業体の測定日現在、投資会社に特化した会計指針に従って投資の1口当たり純資産価格を決めた場合のみサブ・ファンドが現実

的手段を用いることを許容する。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうちインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらのＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下は、2018年３月31日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示す。*

投資対象*：	同一の投資対象 の活発な市場に おける（未調整 の）公表価格 （レベル１）	重要なその他の 観察可能なイン プット （レベル２）	重要な観察不能 なインプット （レベル３）	純資産価格で 測定される投資 対象	2018年３月31日 現在の公正価値
投資先ファンドへの投資					
ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（コクサイ・トラストのサブ・ファンド） - 豪ドル建 豪ドルヘッジ ラス	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 15,100,303	\$ 15,100,303
投資先ファンドへの投資合計	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 15,100,303	\$ 15,100,303

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

2018年3月31日に終了した6か月間において、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期間末に会計処理を行う。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドの売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、分配落日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、2014年10月以降（または、管理会社が決定するこれより後の年以降）、毎年10月14日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2018年3月31日に終了した6か月間において、以下の分配金が宣言され、支払われた。

受益者への分配金	合計
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$ 2,021,301

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの表示通貨および報告通貨は、豪ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの表示通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期間において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

下表は、サブ・ファンドのデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に要約したものである。

2018年３月31日に終了した６か月間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク	
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)		
外国為替予約取引に係る実現純利益	\$	207
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / (評価損) の 変動		
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	\$	(2)

2018年３月31日に終了した６か月間において、未決済の外国為替予約取引の平均月次元本は、約4,848豪ドルであった。

サブ・ファンドは、随時、締結される店頭デリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約等のマスター・ネットリング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび関連する取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表に記載されている。サブ・ファンドが設定した担保（もしあれば）は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定される。2018年３月31日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースにおいても、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するサブ・ファンドの一または複数の取引相手方による決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

３．投資先ファンド

本「３．投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2017年９月30日現在の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2018年３月31日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（以下「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」という。）は、2009年9月2日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託（以下「マスター・トラスト」という。）のもとで2013年10月3日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」）に従い設立されたサブ・ファンドである。マスター・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「投資先ファンドの受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、2013年10月24日付で運用を開始した。

注記3において、インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドは、注記1において定義されるサブ・ファンドの受託会社（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）と区別する目的においてのみ、投資先ファンドの受託会社と称される。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（その後の改正を含む。）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、投資家に対して13のクラスの受益証券が販売されている。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの運用開始時には、投資家に対し11のクラス（豪ドルクラス、ブラジル・リアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラス）の受益証券が販売されていた。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く各クラスの販売は、日本円で行われる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの販売は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建で行われる。また、金利差に相当する為替ヘッジ・プレミアムおよび受益証券クラスの通貨（以下「クラス通貨」という。）の高騰に由来する為替差益を追求するため、日本円クラスを除く各株式クラスは、外国為替予約取引またはノン・デリバラブル・フォワード取引を締結することによる、為替ヘッジ・ポジションを有している。ヘッジ・ポジションを取る場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、クレディ・スイス・インターナショナル（以下「為替管理事務代行会社」という。）が提供するヘッジ・オーバーレイ・サービスを利用することに同意する。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社によって設定された特定の日本の投資信託（三菱ＵＦＪ国際投信株式会社が投資顧問業務を提供しているケイマン諸島の信託である、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドに対してのみ販売される豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く。）のマスター・ファンドとしてのみ設立されている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および表示通貨（以下「機能通貨」という。）は、日本円である。投資先ファンドの受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを指定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスの運用通貨で計算および値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの運用通貨は、豪ドルであり、豪ドルクラス、ブラジル・リアルクラス、人民元クラス、ユーロクラス、インドネシア・ルピアクラス、日本円クラス、メキシコ・ペソクラス、ロシア・ルーブルクラス、トルコ・リラクラス、米ドルクラスおよび南アフリカ・ランドクラスについては、日本円であり、また、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては、米ドルである。2017年9月30日現在、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの運用通貨建の受益証券1口当たり純資産価格は、それぞれ141.5633豪ドルおよび134.1950米ドルであった。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資目的は、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等(これに準じるものを含む。)に投資することにより、信託財産の成長を追求することである。市場の全サイクルを通じて、投資運用会社は、TOPIX配当込み指数を日本円建て年間1.5%(手数料控除前)上回ることを目指している。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは投資会社であり、米国財務会計基準審議会(FASB)会計基準編纂書Topic 946「金融サービス - 投資会社」の投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資運用会社は、キャピタル・インターナショナル株式会社(以下「投資運用会社」という。)である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類は、2016年10月1日から2017年9月30日(ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの会計年度末日を指す。)までの期間を反映している。以下は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)は、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの全資産の評価を行う。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額(以下「純資産価額」という。)は、毎営業日(日本における祝日以外の日であり、かつ、ニューヨーク証券取引所、ならびにニューヨーク、ロンドンおよび日本の銀行が営業を行っている日をいう。)および投資先ファンドの受託会社が決定するその他の日(それぞれ「決算日」という。)に計算される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されないジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。受益証券1口当たり純資産価格は、日本円建てで計算される。豪ドル建て 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建て 米ドルヘッジクラス(これらの純資産価額は、それぞれ豪ドルおよび米ドル建てで計算される。)の純資産価額は、表示通貨である日本円に換算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、通常、各営業日において計算され、受益証券1口当たり純資産価格は、小数第4位まで四捨五入して調整される。

(B) 証券の評価

純資産価額の計算にあたり、市場相場が容易に入手可能な組入有価証券およびその他の資産は、公正価値で表示される。公正価値は、通常、当該証券の主要な市場である証券取引所における最新の売値に基づいて決定され、売却が報告されていない場合は、相場報告システム、確立したマーケット・メーカーまたは独立したプライシング・サービスから取得された相場に基づき決定される。

市場相場が容易に入手可能ではない証券およびその他の資産は、管理事務代行会社が、投資先ファンドの受託会社の最終的な権限の下で誠実に決定した公正価値により評価される。管理事務代行会社は、市場相場が容易に取得可能ではない場合において証券およびその他の資産を評価するための手法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に取得可能ではない特定の証券または投資は、投資先ファンドの受託会社が確立したガイドラインに従って、他の証券または指標を参照した上で評価することができる。

市場相場は、直近のまたは信用に値する、市場に基づくデータ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値に関する情報、ブローカーによる相場価格）が存在しない場合に、容易に入手可能ではないものとみなされ、関連する市場の取引終了後においてジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に重大な影響を与える事由が発生した場合も含まれる。更に、市場相場は、特別な事情により、当該証券が取引される取引所または市場において終日取引が行われない、またはその他の市場価格が入手できない場合にも、容易に入手可能ではないものとみなされる。管理事務代行会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの証券または資産の価値に著しい影響を与える重大な事由の監視、および当該重大な事由に鑑みて該当する証券または資産の価値の再評価の必要性の有無の判断につき責任を負う。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドがその純資産価額の決定のために公正価値を決定する場合、証券の価格は、当該証券が取引される主要な市場における相場ではなく、管理事務代行会社またはその指示の下に行為する者が公正価値を正確に反映していると考え他の方法により決定される。公正価値の決定には、証券の価値に関する主観的な判断が必要となる。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの方針は、価格決定時の証券の価値を適正に反映した純資産価額の計算を意図したものであるが、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該証券を価格決定時点で売却する場合（例えば、強制的または危殆時における売却等）に、投資先ファンドの受託会社またはその指示の下に行為する者によって決定された公正価値が、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが当該証券について取得することができたであろう価格を正確に反映していることを保証することはできない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが使用する価格は、当該証券が売却された場合に実現可能であったであろう価値と異なることがあり、両者の差異は、財務書類上重大である場合がある。

公正価値測定

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資運用会社による重大な判断が要求される。投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データ

であると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資先ファンドの受託会社によって認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資

活発な市場における市場相場に基づき評価され、レベル１に分類される投資には、株式および短期金融証券が含まれる。投資先ファンドの受託会社は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが多額のポジションを有しており、売却が相場価格に合理的に影響を与える場合であっても、当該証券について相場価格の調整を行わない。

活発ではないとみなされる市場において取引されるが、市場相場価格、ディーラーによる相場価格または観察可能なインプットによって裏付けられる代替的な価格決定のための情報源に基づき評価される投資は、レベル２に分類される。当該投資には、社債、ソブリン債および一部の優先株式が含まれる。レベル２投資には、活発な市場において取引されない、かつ／または譲渡制限の対象となるポジションが含まれているため、非流動性および／または非譲渡可能性を反映する形で評価が調整されることがあり、これらは、通常、入手可能な市場の情報に基づく。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、上場先物契約およびオプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値ヒエラルキーのレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらのＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

下表は、2017年９月30日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとに資産負債計算書に計上された金融商品を示したものである。*

投資対象*：	同一の投資に係る 活発な市場における 未調整の公表価格 (レベル１)	その他の重大な 観察可能なイン プット (レベル２)	重大な観察不能 なインプット (レベル３)	2017年９月30日 現在の公正価値
普通株式				
航空宇宙／防衛	¥ 984,301,000	¥ -	¥ -	¥ 984,301,000
農業	701,826,400	-	-	701,826,400
自動車製造	108,810,050	-	-	108,810,050
自動車部品および機器	1,051,989,100	-	-	1,051,989,100
銀行	2,384,351,480	-	-	2,384,351,480
飲料	248,757,600	-	-	248,757,600
建設資材	216,859,500	-	-	216,859,500
化学製品	2,363,747,000	-	-	2,363,747,000
商業サービス	486,722,800	-	-	486,722,800
化粧品／パーソナルケア	293,721,200	-	-	293,721,200
流通／卸売	928,938,650	-	-	928,938,650
各種金融サービス	1,364,695,950	-	-	1,364,695,950
電気	97,153,500	-	-	97,153,500
電子部品および機器	737,988,000	-	-	737,988,000
電子機器	2,325,932,000	-	-	2,325,932,000
土木建築	24,583,500	-	-	24,583,500
食品	599,985,100	-	-	599,985,100
手工具／工作機械	1,317,708,000	-	-	1,317,708,000
健康管理用品	1,094,643,900	-	-	1,094,643,900
住宅建設業	1,113,574,100	-	-	1,113,574,100
家財道具	426,867,900	-	-	426,867,900
保険	310,557,500	-	-	310,557,500
インターネット	707,615,600	-	-	707,615,600
鉄鋼	352,306,500	-	-	352,306,500
娯楽	68,954,000	-	-	68,954,000
機械建設および採掘	926,209,500	-	-	926,209,500
各種機械	1,361,204,380	-	-	1,361,204,380
金属製造／ハードウェア	63,956,000	-	-	63,956,000
鉱業	150,307,500	-	-	150,307,500
その他の製造業	124,332,000	-	-	124,332,000
オフィス／事務用機器	111,537,800	-	-	111,537,800
容器包装	157,550,000	-	-	157,550,000
製薬	579,424,200	-	-	579,424,200
不動産	67,032,000	-	-	67,032,000

小売業	785,488,400	-	-	785,488,400
半導体	436,657,200	-	-	436,657,200
ソフトウェア	226,170,000	-	-	226,170,000
電気通信	1,841,076,550	-	-	1,841,076,550
玩具／ゲーム／趣味	265,984,000	-	-	265,984,000
交通	436,697,000	-	-	436,697,000
投資合計	¥ 27,846,216,860	¥	- ¥	- ¥ 27,846,216,860

金融デリバティブ商品**

資産

外国為替予約取引	¥	-	¥ 126,905,484	¥	-	¥ 126,905,484
----------	---	---	---------------	---	---	---------------

負債

外国為替予約取引	¥	-	¥ (46,461,027)	¥	-	¥ (46,461,027)
----------	---	---	----------------	---	---	----------------

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

** 外国為替予約取引等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益／（評価損）で評価されている。

2017年９月30日に終了した年度において、レベル１、レベル２およびレベル３の間で移動はなかった。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期末に会計処理を行う。

2017年９月30日現在、レベル３のインプットとして評価される証券はなかった。

(C) 証券取引および投資収益

財務報告の目的上、証券取引は取引日において計上される。証券の売却による実現損益は、個別法に基づき報告される。分配収益は、分配落日に計上される。ただし、分配落日が経過している場合、外国有価証券からの特定の配当金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが合理的な努力をはらって分配落日を確認した後速やかに計上される。投資収益について外国税の還付の有無が不確定の場合、投資収益は、外国税を控除した上で計上される。その他の収益には、定期預金の利息が含まれる。

(D) 分配方針

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、シリーズごとの決議による承認をもって、各クラスにつき分配金（現金または現物による。）の再投資を宣言し、これを手配する。日本円以外の通貨建のクラスについて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、分配を行う意向を有していない。

分配は、毎月行われ、（ ）純実現キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、純未実現キャピタル・ゲインおよび純収益から拠出されたプラスの総額と、（ ）ポートフォリオの分配イールド、純ファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム（費用）に基づく論理的な収益予想（各クラスの純資産合計額により計算される。）のいずれか大きい方に基づき計算される。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、管理事務代行会社が上記のとおり決定するより大きい方の金額につきクラスの各受益者に対して毎月分配を宣言し、当該分配金は、再投資される。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該月に係る分配金を前月の最終営業日または投資先ファンドの受託会社とその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「基準日」という。）において宣言し、通常、当該月の最初の営業日（当該日が営業日ではない場合は、翌営業日）または投資先ファンドの受託会社とその単独の裁量において決定するその他の日付（以下「分配日」という。）において、当該分配金を再投資する。各クラスの受益者は、分配金の再投資を選択しているため、関連する分配日において、受益証券が発行される。

2017年9月30日に終了した年度について宣言され、かつ、再投資された分配金は以下のとおりである。

受益者への分配	金額
豪ドルクラス	¥ 13,317,833
ブラジル・リアルクラス	140,594,439
人民元クラス	3,020,982
ユーロクラス	2,155,172
インドネシア・ルピアクラス	3,489,006
日本円クラス	21,683,461
メキシコ・ペソクラス	42,125,303
ロシア・ルーブルクラス	2,069,779,128
トルコ・リラクラス	18,792,832
米ドルクラス	186,100,600
南アフリカ・ランドクラス	2,562,068
合計	¥ 2,503,620,824

(E) 現金および外国通貨

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および報告通貨は、日本円である。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。証券およびデリバティブへの投資に係る外国為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(F) 定期預金

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰の現金残高を翌日物定期預金として、投資運用会社が決定する1または複数の適格な預金受入機関に預託している。当該預金は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(G) 外国為替予約取引

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格提供会社から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通

貨に対して不利に変動した場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することを認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2017年9月30日現在の未決済の外国為替予約取引の一覧は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定していない。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現評価益／（評価損）の純変動として損益計算書に反映される。当年度において、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2017年9月30日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク＊	
資産デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現評価益	¥	126,905,484
負債デリバティブ		
外国為替予約取引に係る未実現（評価損）	¥	(46,461,027)

* 総価額は、資産負債計算書における未決済の外国為替予約取引に係る未実現評価損益の項に記載されている。

2017年９月30日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

ＡＳＣ 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク	
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / (損失)		
外国為替予約取引に係る実現純利益	¥	3,417,590,737
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / (評価損) の 変動		
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	¥	21,816,257

2017年９月30日に終了した年度において、未決済の外国為替予約取引の平均月次元本は以下のとおりであった。

ファンド・レベル*	¥	5,471,700
豪ドルクラス	¥	400,891,421
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	¥	1,354,660,171
ブラジル・リアルクラス	¥	1,337,586,427
人民元クラス	¥	44,602,361
ユーロクラス	¥	154,501,352
インドネシア・ルピアクラス	¥	48,888,130
メキシコ・ペソクラス	¥	551,955,602
ロシア・ルーブルクラス	¥	10,811,011,088
トルコ・リラクラス	¥	178,219,064
米ドルクラス	¥	7,039,051,628
米ドル建 米ドルヘッジクラス	¥	3,298,268,606
南アフリカ・ランドクラス	¥	28,217,800

* 全クラスについて保有されている外国為替予約取引。ファンド・レベルについてのみ、５か月間の取引活動に係る外国為替予約取引の平均月次元本が記載されている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、随時、締結されるＯＴＣデリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約等のマスター・ネットティング契約の当事者である。マスター・ネットティング契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはジャパン・エクイティ・マスター・ファンドおよび関連する取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター・ネットティング契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表に記載されている。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが設定した担保（もしあ

れば）は、保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定される。2017年9月30日現在、担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに適用ある終了事由は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースにおいても、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの一または複数の取引相手方による決定は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

(1) 受益証券

2017年9月30日現在、すべての発行済み受益証券は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社により設定された3名の関連する受益者によって保有されていた。当該3名の受益者は、純資産の100%に対して持分を有していた。

受益証券は、純資産価額に基づきプロラタ方式でジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの利益および分配に参加するクラスにつき、以下に記載する終了事由の際の資産に関係する範囲において発行される。受益証券は、無額面であり、発行時にその全額が払い込まれなければならない、優先権または先買権は付されていない。管理事務代行会社は、整数または端数の受益証券を発行することができる。

発行

当初払込日以降、各クラスの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券の1口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の「指定時刻」（日本円建クラスの場合は東京時間の午後6時、日本円以外の通貨建クラスの場合はルクセンブルグ時間の午後1時、または投資先ファンドの受託会社が適切とみなす時刻）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から5営業日目に保管会社により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

投資先ファンドの受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

買戻し

受益者は、毎営業日および投資先ファンドの受託会社はその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）に、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日の指定時刻までに買戻日現在の受益証券の買戻を請求しなければならない。指定時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

買戻請求には、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買い戻される受益証券の各通貨での金額のいずれかを明記しなければならない。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドが、関連する買戻日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格である。投資先ファンドの受託会社の単独の裁量において、またはその受任者により、受益者による買戻しの条件が取消しまたは修正されることがある。

日本円建クラスの買戻金額は、通常、関連する買戻日から４「東京営業日」（東京において銀行が営業している日）以内に日本円で支払われる。日本円以外の通貨建のクラスについては、買戻金額は、通常、関連する買戻日から４営業日以内に各クラスの通貨で支払われる。

譲渡

受益証券の募集は1933年米国証券法（その後の改正を含む。）に基づく登録を受けていないため、各購入者は、申込契約において、当該購入者による受益証券の購入が投資目的であり、当該受益証券の全部または一部の譲渡または処分を意図していない旨の表明保証を行わなければならない。

受益者は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドに対して書面による事前の通知を行い、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの書面による事前の同意（ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、その単独かつ絶対的な裁量において当該同意を留保することができる。また、通常、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、当該同意を付与する意向を有していない。）を取得することなく、自身が保有する受益証券の全部または一部を譲渡またはその他贈与等の方法により処分してはならない。受益者の死亡に伴い譲渡または処分が提案される場合、当該受益者の財産につき適式に授權された代理人による通知を行うことができる。当該通知は、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドにとって満足のいく形の法的権限に係る証拠により裏付けられたものでなければならない。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、法律の適用により受益証券の所有権を取得した者により保有される受益証券を強制的に買い戻す権利を有する。

(J) 報酬および費用

投資先ファンドは、自らの費用（会計・事務管理報酬、投資顧問報酬、投資先ファンドの受託報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬および投資先ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない。）を負担する。これらの報酬は、投資先ファンドへの投資の純資産価額を通じて間接的にサブ・ファンドが負担している。

4. 受益証券

2018年3月31日現在、サブ・ファンドにより発行されたすべての受益証券は、単一の関連受益者名義で保有されている。当該受益者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える可能性がある。

(A) 発行

当初払込日以降、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券1口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間の午後1時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から5営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島の2008年犯罪収益法（随時改正される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

当初払込日以降、受益者はいずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社は、その単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻金額の支払は、サブ・ファンドの表示通貨建てで、管理会社が買戻請求を承認した日（同日を含む。）から通常5営業日以内に、保管会社またはその代理人によって行われる。

受益証券の買戻金額は、管理会社が買戻請求を承認した営業日現在の1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、買戻しを行う受益者に支払われる買戻代金から第三者の費用または源泉徴収税（該当する場合）を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

５．リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより株式への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する一つ以上の市場の価格が下がるリスクをいい、市場が急激にかつ予測不能に下降する可能性を含む。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択する証券の運用実績が、同様の投資目的および投資戦略を持つその他のファンドが選択する市場、関連する指数または証券の運用実績を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

投資先ファンドは、主に日本円建の資産に投資する。サブ・ファンドは、豪ドル建であるため、為替相場の変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。当該リスクは、通常、「為替変動リスク」と呼ばれ、サブ・ファンドの強力な機能通貨が投資家へのリターンを減少させる可能性がある一方、サブ・ファンドの弱い機能通貨が当該リターンを増加させる可能性があることをいう。外国為替変動リスクの軽減を追求するための手段として、日本円建の原資産について、原則として投資先ファンドによって豪ドルに対する為替ヘッジ取引が実施される。このため、外国為替相場の変動が投資先ファンドにおけるサブ・ファンドの投資の価値に影響を与えることがある。

(C) 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

(D) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

投資先ファンドまたは投資先ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行およびブローカーを含む。）が、財務上の困難および投資先ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、投資先ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとマスター・ネットティング契約を締結することで、カウンター・パーティーの信用リスクに対するエクスポージャーの軽減を試みる。マスター・ネットティング契約は、カウンター・パーティーの信用度が指定されたレベルを超えて低下した時点で、当該契約下で行われた取引のすべてを終了できる権利をサブ・ファンドに与える。マスター・ネットティング契約に基づき、各当事者は、他方当事者の債務不履行があった場合または契約が終了した場合に、当該契約の下で行われた取引のすべてを終了し、各取引に基づき一方当事者が他方当事者に対して支払義務を負う金額を相殺する権利を有する。サブ・ファンドのＯＴＣデリバティブに関連するカウンター・パーティーの信用リスクから発生する最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益の総額およびカウン

ター・パーティーがサブ・ファンドに差し入れた担保を超えるカウンター・パーティーの未払金額である。サブ・ファンドは、最低譲渡規定に従い、カウンター・パーティーのために、ＯＴＣデリバティブに関して、各カウンター・パーティーの未決済のデリバティブ契約における未実現評価益以上の金額の担保の差入を要求されることがあり、かかる差入れ担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に特定されている。

(E) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有するサブ・ファンドまたは証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(F) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券その他の商品は、豪ドル以外の通貨建で表示または値付けがなされることがある。このため、外国為替相場の変動がサブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがある。このリスクは、一般的に「通貨リスク」として知られ、サブ・ファンドの弱い機能通貨が投資家への収益を増やす一方で、強力な機能通貨が投資家への収益を減少させることがある。

(G) デリバティブ

サブ・ファンドは、投資をヘッジするまたは利益の増加の追求を目的として、デリバティブ商品を利用することがある。他の種類の金融商品に比べて、デリバティブは、サブ・ファンドのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の変動が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた保有財産の価額変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能かもしくは費用効率が良いという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターン強化のためにデリバティブを利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きな上述のリスクにさらされることがある。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

6．保証および補償

サブ・ファンドの設立書類に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する各自の義務の履行により発生する可能性のある債務の補償を受ける。更に、通常の業務において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。サブ・ファンドに対して現在発生していないが、将来行われる可能性のある請求が含まれるため、これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく事前の請求または損失を受けてはいない。

7．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に実質的に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、権利または賦課金はない。

2018年3月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、時効に係る法令に基づき、2014年会計年度（運用開始年度）から当会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2014年会計年度（運用開始年度）から2018年3月31日までである。

8．報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億豪ドルまでの部分について年率0.05%、5億豪ドル超10億豪ドルまでの部分について年率0.04%、10億豪ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、毎月3,750米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

2018年３月31日に終了した６か月間に管理事務代行会社および名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2018年３月31日現在における管理事務代行会社および名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｂ) 保管報酬

受託会社は、保管会社との間で保管契約を締結し、保管会社は当該契約について純資産の0.01％から0.55％の範囲内の保管報酬を受領する。保管会社は、毎月400米ドルの最低報酬を受領する。保管会社はまた、専門的な処理に関して取引１件につき10米ドルから150米ドルの範囲内の取引費用も受領する。2018年３月31日に終了した６か月間に保管会社が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｃ) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01％（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2018年３月31日に終了した６か月間に受託会社が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｄ) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.35％の料率で年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2018年３月31日に終了した６か月間に投資顧問会社が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、サブ・ファンドに関する資料の配布、純資産価額の公表および日本におけるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの財務書類の提供に責任を負い、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年３月31日に終了した６か月間に代行協会員が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、日本法に従い投資家により申し込まれた受益証券取引の完了に責任を負い、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年３月31日に終了した６か月間に日本における販売会社が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、投資顧問会社の指示に従ってファンド運用サービスおよび投資運用サービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2018年３月31日に終了した６か月間に管理会社が稼得した報酬、および2018年３月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

９．関連当事者取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2018年３月31日に終了した６か月間において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引において207豪ドルの実現純利益があり、損益計算書に開示されている。2018年３月31日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で締結された外国為替予約取引はなかった。

10．最近発表された会計基準

2016年１月５日、ＦＡＳＢは、ＡＳＵ2016-01「金融商品 - 全般（サブ・トピック825 - 10）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表した。当該更新は、金融商品の利用者に対し、判断を行う上でより有益な情報を提供するために金融商品の報告モデルを強化することを意図したものであり、金融商品の認識、測定、表示および開示の特定の側面につき取り組むものである。ＡＳＵはさらに金融資産の貸倒損失への対応にも取り組むものとなる。ＡＳＵ2016-01は、2017年12月15日より後に開始する会計年度（かかる会計年度中の中間期間を含む。）に対し効力を生ずる。早期適用も認められる。

現時点においては、当該変更は財務諸表に影響を及ぼさないものと予想される。

11．後発事象

経営陣は、2018年５月25日（財務書類の公表日）までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2018年４月１日から2018年５月25日までに実施された発行金額は、906,095豪ドルであり、買戻金額は、223,251豪ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

（２）【投資有価証券明細表等】

コクサイ・ケイマン・トラスト -
豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表

2018年３月31日現在（未監査）

（通貨：豪ドル）

投資先ファンドへの投資 - 98.7%	受益証券口数 （口）	純資産比率 （％）	評価額 （豪ドル）
ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド （コクサイ・トラストのサブ・ファンド） - 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	103,925	98.7%	\$ 15,100,302
投資先ファンドへの投資合計 （特定された原価 \$ 13,777,865）		98.7	\$ 15,100,302
負債を上回る現金およびその他の資産		1.3	191,227
純資産		100.0%	\$ 15,291,529

2018年３月31日現在、サブ・ファンドは、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの純資産の4.36%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の比例持分は、サブ・ファンドの純資産の５%を超過していない。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】（平成30年４月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル（約205億円）

発行済株式総数 5,051,655株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間ににおける資本金の額の増減は、以下の通りである。

平成25年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成28年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成29年４月末日	37,117,968.52米ドル
平成29年11月９日	187,117,965.90米ドル
平成30年４月末日	187,117,965.90米ドル

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の４分の３を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または（信託証書に定義される）重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ ）サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは（ ）管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成30年４月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国・地域別 （設立地）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンド のサブ・ファンドを含む。）	59	5,655,193,219.31米ドル

（３）【その他】

本半期報告書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の最近事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成５年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成30年４月27日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝109.35円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【資産及び負債の状況】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2017年12月31日現在

(単位：米ドル)

資産

	注記	2017年		2016年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	31.1、31.3	2,294,618,594	250,916,543	1,980,130,866	216,527,310
金融機関に対するローンおよび貸付金	3、15、31.1、31.3	4,079,919,230	446,139,168	3,018,465,826	330,069,238
a) 要求払い		3,137,919,230	343,131,468	1,963,465,826	214,704,988
b) その他のローンおよび貸付金		942,000,000	103,007,700	1,055,000,000	115,364,250
顧客に対するローンおよび貸付金	31.1、31.3	265,472	29,029	147,465	16,125
株式およびその他の変動利回り有価証券	4、15、31.1、31.3	14,984	1,639	13,162	1,439
関連会社株式	4、5、15	0	0	8,036,038	878,741
有形資産	5	4,125,181	451,089	4,627,120	505,976
その他の資産		180	20	158	17
前払金および未収収益	6、15	24,028,149	2,627,478	26,098,088	2,853,826
資産合計	7	6,402,971,790	700,164,965	5,037,518,723	550,852,672

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(続き)
2017年12月31日現在
(単位:米ドル)

		負債			
	注記	2017年		2016年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する負債	15、31.1	2,103,521,459	230,020,072	1,535,758,747	167,935,219
a) 要求払い		2,103,521,459	230,020,072	1,535,758,747	167,935,219
顧客に対する負債	8、15、31.1	3,913,497,702	427,940,974	3,299,365,691	360,785,638
a) 要求払い		3,913,497,702	427,940,974	3,289,365,691	359,692,138
b) 約定満期日あり		0	0	10,000,000	1,093,500
その他の負債	9	1,867,543	204,216	1,779,768	194,618
未払金および繰延利益	10、15	18,519,456	2,025,103	17,462,016	1,909,471
引当金		20,211,255	2,210,101	13,349,845	1,459,806
a) 納税引当金	11	18,691,834	2,043,952	12,136,433	1,327,119
b) その他の引当金	12	1,519,421	166,149	1,213,412	132,687
発行済み資本	13	187,117,966	20,461,350	37,117,969	4,058,850
準備金	14	124,372,931	13,600,180	110,530,593	12,086,520
繰越損益	14	4,686	512	1,346	147
当期利益		33,858,792	3,702,459	22,152,748	2,422,403
負債合計	16	6,402,971,790	700,164,965	5,037,518,723	550,852,672

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2017年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2017年		2016年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17、31.1	578,509	63,260	545,385	59,638
<u>内訳:</u>					
保証金および担保証券として 差し入れられた資産		578,509	63,260	545,385	59,638
信託運用	20	81,804,130,253	8,945,281,643	64,575,929,958	7,061,377,941

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益の状況】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2017年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	2017年		2016年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		54,056,442	5,911,072	29,666,848	3,244,070
内訳：					
- 預金に係るマイナス金利		2,221,669	242,940	1,866,700	204,124
- 外貨スワップからの利差益		27,650,438	3,023,575	15,403,567	1,684,380
未払利息および類似費用		(16,495,414)	(1,803,774)	(7,692,118)	(841,133)
内訳：					
- ローンおよび貸付金に係るマイナス金利		(9,439,648)	(1,032,226)	(5,812,307)	(635,576)
- 外貨スワップからの利差損		(254,716)	(27,853)	(116,191)	(12,705)
有価証券からの収益		750,200	82,034	1,540,691	168,475
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		750,200	82,034	1,540,691	168,475
未収手数料	21	106,256,230	11,619,119	102,098,058	11,164,423
未払手数料		(52,040,385)	(5,690,616)	(49,567,473)	(5,420,203)
金融業務の純利益		6,388,924	698,629	3,841,996	420,122
その他の事業収益	22	2,484,563	271,687	776,916	84,956
一般管理費用		(51,064,124)	(5,583,862)	(49,304,431)	(5,391,440)
a) スタッフ費用	24、25	(20,806,005)	(2,275,137)	(18,758,113)	(2,051,200)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(16,838,247)	(1,841,262)	(15,510,238)	(1,696,045)
- 社会保障費		(2,420,642)	(264,697)	(2,190,449)	(239,526)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,541,426)	(168,555)	(1,388,637)	(151,847)
b) その他の一般管理費用	26、30	(30,258,119)	(3,308,725)	(30,546,318)	(3,340,240)
有形および無形資産に関する価値調整		(2,589,398)	(283,151)	(2,121,992)	(232,040)
その他の事業費用	23	(507,993)	(55,549)	(449,139)	(49,113)
偶発債務および契約債務のための引当金	12	0	0	2,237,832	244,707
経常収益にかかる税金	11、27.1	(11,831,429)	(1,293,767)	(8,162,892)	(892,612)
税引後経常収益		35,407,616	3,871,823	22,864,296	2,500,211
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(1,548,824)	(169,364)	(711,548)	(77,808)
当期利益		33,858,792	3,702,459	22,152,748	2,422,403

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2017年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株主資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MIBLの主たる株主2社は、株主資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスに所在する外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関として907648番で登録された。

2016年5月1日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」という。)に変更した。

2017年5月31日に、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および独立取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、三菱UFJフィナンシャル・グループのグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る未実現損益については、期末においてこれを中立化する。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。先渡取引に係る未実現損失に対する引当金は、2017年は計上されていない(2016年: 45,798米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2017年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2016年: 0米ドル)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器: 4年

ソフトウェア: 4年および5年

その他の無形資産: 5年

その他の有形資産: 10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

本資産項目は、当期中に発生したが次年度以降に関係する費用が含まれる。

2.12. 未払金および繰延利益

本負債項目は、当期中に受領したが次年度以降に関係する費用が含まれる。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明確に定義されている損失または債務であって、かつ貸借対照表日付時点で発生する可能性が高いかもしくは発生することが確実だが、金額または発生日が不確定なものを対象とすることが企図されている。

2.14. 収益の認識

当行の主要な収益源は、利息および手数料収益から成る。当行は、顧客に対して提供する多様な業務から報酬および手数料収益を稼得する。

収益は通常、関連する業務の履行時または当該業務が提供された期間を通じて認識される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
３か月以下	135,000,000	477,000,000
３か月超１年未満	807,000,000	578,000,000
	<u>942,000,000</u>	<u>1,055,000,000</u>

注４ 譲渡可能有価証券

「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、14,984米ドル（2016年：13,162米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2017年12月31日現在、当行は、「関連会社株式」において計上されるべき持分を有していない。

注５ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
１．関連会社株式	8,036,038	0	(8,554,715)	518.677	0	0	0
２．有形資産	17,154,653	1,446,747	(190,665)	2,375,385	20,786,120	16,660,939	4,125,181
a) ハードウェア	1,179,119	14,349	(20,605)	163,271	1,336,134	1,185,140	150,994
b) ソフトウェア	13,748,336	1,412,852	(102,933)	1,903,716	16,961,971	13,819,058	3,142,913
c) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,227,198	19,546	(67,127)	308,398	2,488,015	1,656,741	831,274
３．無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注６ 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
ＩＲＳ（米国の税務当局）への前払金	1,258,254	2,285,714
未収利息	4,666,886	4,629,590
管理会社手数料	283,041	357,395
信託業務手数料	1,969,915	1,659,378
全体保管手数料	8,936,086	9,508,271
投資ファンド手数料	3,813,147	3,256,497
前払一般経費	644,074	341,661
前払法人税	134,936	119,089
未回収付加価値税（ＶＡＴ）	690,238	2,536,828
その他の未収収益	566,677	695,606
その他の手数料	671,075	387,492
その他の前払金	393,820	320,567
	<u>24,028,149</u>	<u>26,098,088</u>

注７ 外貨建て資産

2017年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、4,008,887,622米ドル（2016年：3,681,116,769米ドル）である。

注８ 顧客未払金

2017年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、０米ドル（2016年：10,000,000米ドル）であった。

注９ その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
優先債務	841,978	732,625
諸債務	<u>1,025,565</u>	<u>1,047,143</u>
	<u>1,867,543</u>	<u>1,779,768</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
未払手数料	6,607,907	6,454,913
未払一般経費	5,653,314	3,551,199
未払利息	885,708	113,912
保管報酬に関連する繰延利益	524,416	721,710
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外国為替実績の中立化（注2.2）	4,680,727	4,955,817
2012年 - 2014年に税務当局から受領したV A T還付金	0	1,556,606
その他の未払費用	142,861	51,140
その他の仮受金	24,523	56,719
	<u>18,519,456</u>	<u>17,462,016</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルクの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の状態下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の状態下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2017年12月31日現在、繰延税金負債はなかった。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
報酬引当金	1,519,421	1,167,614
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3）	0	45,798
	<u>1,519,421</u>	<u>1,213,412</u>

注13 発行済資本

当行は、2017年11月9日付で、株主資本につき149,999,997.38米ドルの増資を行った。

2017年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの5,002,575株およびクラスBの49,080株に対して187,117,965.90米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2017年１月１日現在の残高	3,711,797	106,818,796	1,346
2016年12月31日終了年度の利益	-	-	22,152,748
利益の処分			
- 株主への配当金支払	-	-	(33,057)
- 2017年純資産税準備金への振替	-	4,276,351	(4,276,351)
- 2011年純資産税準備金からの振替	-	(3,100,000)	3,100,000
- 自由準備金への割当て	-	20,940,000	(20,940,000)
- 株主への現物による分配	-	(8,274,013)	0
2017年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>120,661,134</u>	<u>4,686</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低５％相当額を法定準備金として、かかる準備金が株主資本の１０％に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の１０％に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの税法に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の５倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを５年間維持しなければならない。

2015年11月19日にルクセンブルグの税務当局が発行した通達（Circular L. Fort. N° 47bis）は、納税者が単一の純資産税準備金を設定し、2014年および2015年の両年について純資産税減税のメリットを完全に享受できるようにする専門規定を定めている。（過渡的措置として）この準備金は、2014年および2015年について利用可能な最大減税額の５倍に相当しなければならない。総額17,049,049米ドル（2016年：15,872,698米ドル）の純資産税特別準備金が、当行のその他の準備金に含まれている。

2017年３月24日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、4,276,351米ドルを2017年の純資産税特別準備金に割り当て、2011年に構成した利用可能な純資産税特別準備金3,100,000米ドル（2,388,015ユーロ）を戻し入れた。

2017年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

年度	2017年 純資産税準備金 米ドル	2017年 純資産税準備金 ユーロ
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年 - 2015年	3,019,136	2,495,050
2016年	3,348,440	3,082,425
2017年	4,276,351	4,049,050
2017年12月31日現在の残高	<u>17,049,049</u>	<u>14,383,130</u>

2017年５月30日、取締役会は、当行のクラスＡ株式の保有者のために当行が保有するMUFGルクスマネジメントカンパニーＳ．Ａ．の全株式を譲渡することにより、現物による中間配当金を支払うことを決定した。中間配当金の分配は、2017年６月１日に行われ、その金額は8,274,013米ドル（7,375,000ユーロに相当）であった。

注15 関連会社残高

2017年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,789,891,462	2,603,563,578
関連会社株式	0	8,036,038
前払金および未収収益	10,791,736	11,780,647
	<u>3,800,683,198</u>	<u>2,623,380,263</u>

負債

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
金融機関に対する未払金	2,098,463,451	1,532,309,759
顧客に対する未払金	659,726,748	94,447,464
未払金および繰延利益	4,972,871	4,161,707
	<u>2,763,163,070</u>	<u>1,630,918,930</u>

当行は、2017年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年6月26日付規則（ＥＵ）575／2013（パート ）に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2017年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、3,822,601,922米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2017年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,789,888,999
前払金および未収収益	4,751,803
外国為替取引（市場リスク手法）	27,961,120
	<u>3,822,601,922</u>

注16 外貨建て負債

2017年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、2,973,768,077米ドル（2016年：3,687,241,556米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
発行済念書	578,509	545,385

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	521,191	1,351,407

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2017年12月31日および2016年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 未収手数料

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
投資信託に係る報酬	19,403,089	17,042,693
機関顧客からのグローバルカस्टディに係る報酬	74,948,090	75,850,929
信託取引に係る報酬	10,347,746	8,068,217
管理会社に対する業務に係る報酬	1,003,474	905,203
その他の報酬および手数料	553,831	231,016
	106,256,230	102,098,058

未収手数料は、以下により構成される。

投資信託に係る報酬は、保管業務、集中管理、預金およびその他の業務について投資信託に課される報酬および手数料からなる。かかる報酬は、管理を行っているファンドの純資産価額に基づき計算される。

機関顧客からのグローバルカストディに係る報酬は、証券取引管理、決済、法人業務、利益回収および代理投票等のグローバルカストディ業務について、機関顧客に対して課される報酬および手数料からなる。かかる報酬は、保管を行っている資産および取引数に基づき計算される。

信託取引に係る報酬は、保管取引、現金運用およびフィデュシアリー・ノートの発行を含む信託資産により得られる報酬および手数料からなる。かかる報酬は、運用を行っている資産および取引数に基づき計算される。

管理会社に対する業務に係る報酬には、業務レベル契約に基づく職務関連出費およびサポート業務報酬等の報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行業務報酬およびファンド注文デスク業務報酬等の様々な報酬が含まれる。

注22 その他の事業収益

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
過年度の手数料の調整	226,068	437,964
過年度の一般経費調整からの利益	568,181	161,260
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 （サービス品質保証契約）	67,500	66,722
過年度（2012年から2014年まで）の付加価値税の払戻し	1,441,990	0
その他	180,824	110,970
	<u>2,484,563</u>	<u>776,916</u>

注23 その他の事業費用

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	346,695	122,929
過年度の手数料	137,159	293,332
過年度の利息	13,741	15,350
その他事業損失	10,398	17,528
	<u>507,993</u>	<u>449,139</u>

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2017年 人数	2016年 人数
上級管理職	30	29
中間管理職	66	71
従業員	74	76
	<u>170</u>	<u>176</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
上級管理職報酬	5,832,575	5,151,542
上級管理職報酬のうち、変動報酬	871,739	791,860
上級管理職報酬のうち、固定報酬	4,960,836	4,359,682

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2017年12月31日および2016年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
データ費用	1,165,998	1,223,338
維持費	1,041,720	933,559
会員費	1,442,936	800,032
専門家報酬	4,376,343	4,308,794
賃借および関連費用	1,109,879	1,067,196
業務契約	5,192,885	5,057,176
業務費用	3,412,539	3,985,016
システム費用	11,204,978	12,041,688
通信費用	384,358	361,065
旅費、交通費、出張費	226,957	135,383
その他の費用	699,526	633,071
	30,258,119	30,546,318

2016年12月29日現在、当行は、2012年から2015年までに前払費用として扱われた専門家報酬およびシステム費用の残高を費用として計上している(専門家報酬:701,908米ドル、システム費用:672,840米ドル)。

会員費の増加は、2017年に単一破綻処理基金に支払われた費用の増加に起因している。

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
法人税	8,893,072	6,270,710
地方事業税	2,938,357	1,892,182
	11,831,429	8,162,892

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
純資産税	0	33
付加価値税（ＶＡＴ）	1,483,823	661,473
その他の税金	65,001	50,042
	<u>1,548,824</u>	<u>711,548</u>

注28 親会社

2017年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登記上の事務所を東京都に持つ持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が、100%を出資する子会社である。

当行の年次決算は、三菱ＵＦＪ信託銀行（登録金融機関番号が関東財務局長（登金）第33号であり、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登記上の住所を有する）の連結決算に含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

金融機関および投資会社の再建・破綻に関する枠組みを定める指令（2014/59/EU）ならびに預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関連する指令（2014/49/EU）をルクセンブルグ法に法制化する、金融機関および一定の投資会社の破綻、組織変更および解散に関連し、預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関する法律（以下「本法」という。）が2015年12月18日付で可決された。

預金保証制度である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「FDGL」という。）および投資家補償制度である「ルクセンブルグ投資家補償システム」（以下「SIIIL」という。）は、各預金者の100,000ユーロまでの適格な預金および20,000ユーロまでの投資を対象とする。また、本法は、特定の取引から生じた預金もしくは特定の社会的・その他目的を充足する預金については、100,000ユーロを超える部分について、12か月間は対象となると規定している。

金融機関は毎年、ルクセンブルグの銀行破綻基金である「ルクセンブルグ破綻基金」（以下「FRL」という。）およびFDGLのそれぞれに資金を拠出している。

FRLの拠出金は、本法第107条第1項に定義される通り、2024年末までには、欧州連合全加盟国の認可金融機関全ての対象預金の少なくとも1%に到達する。この拠出金額は、2015年から2024年までの間に徴収される予定である。

FDGLの拠出金の目標レベルは、本法第179条第1項に定義される通り、関連金融機関の対象預金の0.8%に設定されており、年間拠出金によって2018年末までに到達予定である。かかる金額は、2016年から2018年の間に徴収される予定である。0.8%のレベルが達成された場合、ルクセンブルグの金融機関は、本法第180条第1項に定義される通り、対象預金の0.8%の追加セーフティ・バッファを構成するために、追加で8年間拠出を継続する。

2017年12月31日終了年度において、当行の年間拠出金は970,420ユーロ（1,075,566米ドル）であった。

注30 監査費用

当期において、当行は監査法人およびそのネットワーク全体により、以下の報酬を課された（付加価値税を除く。）。

	2017年 米ドル	2016年 米ドル
監査報酬	265,049	258,355
監査関連報酬	157,633	109,445
税金費用	41,309	39,625
その他の費用	26,272	6,692
	<u>490,263</u>	<u>414,117</u>

当期において監査法人のネットワーク全体が提供した、監査以外の業務には、以下のものが含まれる。

- 2017年1月1日から2017年12月31日までの期間を対象としたＩＳＡＥ 3402 / ＳＯＣ 1 タイプ 報告書
- 納税申告書の作成
- 付加価値税申告書の作成

注31 金融商品の開示

31.1. 主要な非トレーディング金融商品

2017年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	0	0	0	0	0
B C L 残高	2,294,618,594	0	0	0	2,294,618,594
金融機関に対するローン および貸付金	3,272,919,230	807,000,000			4,079,919,230
顧客に対するローンおよび 貸付金	265,472	0	0	0	265,472
株式およびその他の 変動利回り有価証券	0	0	0	14,984	14,984
合計	5,567,803,296	807,000,000	0	14,984	6,374,818,280
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	2,103,521,459	0	0	0	2,103,521,459
顧客に対する負債	3,913,497,702	0	0	0	3,913,497,702
偶発債務として開示されて いるオフ・バランス・シート 項目					
担保として差し入れられた 保証金および資産	578,509	0	0	0	578,509
合計	6,017,597,670	0	0	0	6,017,597,670

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,569	0	0	0	1,569
B C L 残高	1,980,129,297	0	0	0	1,980,129,297
金融機関に対するローン および貸付金	2,440,465,826	578,000,000	0	0	3,018,465,826
顧客に対するローンおよび 貸付金	147,465	0	0	0	147,465
株式およびその他の 変動利回り有価証券	0	0	0	13,162	13,162
合計	4,420,744,157	578,000,000	0	13,162	4,998,757,319
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,535,758,747	0	0	0	1,535,758,747
顧客に対する負債	3,299,365,691	0	0	0	3,299,365,691
偶発債務として開示されて いるオフ・バランス・シート 項目					
担保として差し入れられた 保証金および資産	545,385	0	0	0	545,385
合計	4,835,669,823	0	0	0	4,835,669,823

31.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2017年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,257,117,915	0	0	0	3,257,117,915	24,750,086
スワップ	812,986,742	0	0	0	812,986,742	2,151,255
合計	4,070,104,657	0	0	0	4,070,104,657	26,901,341
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,057,118,085	0	0	0	3,057,118,085	22,397,245
スワップ	2,201,155,324	0	0	0	2,201,155,324	8,610,571
合計	5,258,273,409	0	0	0	5,258,273,409	31,007,816

上記の金額には、取引日が2017年12月31日以前で、評価日が2017年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,513,328,420	14,474,319	0	0	1,527,802,739	15,342,558
スワップ	651,787,947	2,811,669	0	0	654,599,616	2,236,629
合計	2,165,116,367	17,285,988	0	0	2,182,402,355	17,579,187
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,395,026,531	14,882,836	0	0	1,409,909,367	14,796,033
スワップ	1,683,232,675	4,276,834	0	0	1,687,509,509	5,640,893
合計	3,078,259,206	19,159,670	0	0	3,097,418,876	20,436,926

上記の金額には、取引日が2016年12月31日以前で、評価日が2016年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

31.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2017年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2017年 簿価 米ドル	2016年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	2,294,618,594	1,980,130,866
ＥＵ加盟国	2,294,618,594	1,980,130,866
金融機関に対するローンおよび貸付金	4,079,919,230	3,018,465,826
ＥＵ加盟国	470,317,266	413,806,919
北および中央アメリカ	1,493,150,265	757,029,131
アジア	2,104,162,750	1,828,577,178
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	9,871,366	9,261,471
オーストラリアおよびニュージーランド	2,417,583	9,791,127
顧客に対するローンおよび貸付金	265,472	147,465
ＥＵ加盟国	4,473	125,983
北および中央アメリカ	39,775	21,482
アジア	221,074	0
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	150	0
株式およびその他の変動利回り有価証券	14,984	13,162
北および中央アメリカ	12,008	10,547
ＥＵ加盟国	2,976	2,615
合計	6,374,818,280	4,998,757,319

31.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2017年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2017年 未払想定元本 米ドル	2017年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	1,151,209,346	8,548,868
アメリカ	2,105,636,836	16,199,995
アジア	271,733	1,223
スワップ		
E U加盟国	812,986,742	2,151,255
合計	4,070,104,657	26,901,341

2016年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2016年 未払想定元本 米ドル	2016年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
E U加盟国	1,299,763,106	12,134,109
アメリカ	228,039,632	3,208,449
スワップ		
E U加盟国	654,599,617	2,236,629
合計	2,182,402,355	17,579,187

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2017

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2017

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2017	2016
Cash, balances with central banks and post office banks	31.1., 31.3.	2.294.618.594	1.980.130.866
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 31.1., 31.3.	4.079.919.230	3.018.465.826
a) repayable on demand		3.137.919.230	1.963.465.826
b) other loans and advances		942.000.000	1.055.000.000
Loans and advances to customers	31.1., 31.3.	265.472	147.465
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 31.1., 31.3.	14.984	13.162
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	0	8.036.038
Tangible assets	5	4.125.181	4.627.120
Other assets		180	158
Prepayments and accrued income	6, 15	24.028.149	26.098.088
TOTAL ASSETS	7	<u>6.402.971.790</u>	<u>5.037.518.723</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2017

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2017	2016
Amounts owed to credit institutions	15, 31.1.	2.103.521.459	1.535.758.747
a) repayable on demand		2.103.521.459	1.535.758.747
Amounts owed to customers	8, 15, 31.1.	3.913.497.702	3.299.365.691
a) repayable on demand		3.913.497.702	3.289.365.691
b) with agreed maturity dates		0	10.000.000
Other liabilities	9	1.867.543	1.779.768
Accruals and deferred income	10, 15	18.519.456	17.462.016
Provisions		20.211.255	13.349.845
a) provisions for taxation	11	18.691.834	12.136.433
b) other provisions	12	1.519.421	1.213.412
Subscribed capital	13	187.117.966	37.117.969
Reserves	14	124.372.931	110.530.593
Result brought forward	14	4.686	1.346
Profit for the financial year		<u>33.858.792</u>	<u>22.152.748</u>
TOTAL LIABILITIES	16	<u><u>6.402.971.790</u></u>	<u><u>5.037.518.723</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2017

(in USD)

	Notes	2017	2016
Contingent liabilities	17, 31.1.	578.509	545.385
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		578.509	545.385
Fiduciary operations	20	81.804.130.253	64.575.929.958

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2017

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2017

(in USD)

	Notes	2017	2016
Interest receivable and similar income		54.056.442	29.666.848
<u>of which :</u>			
- Negative interest received on deposits		2.221.669	1.866.700
- Interest Gain from foreign currency swap		27.650.438	15.403.567
Interest payable and similar charges		(16.495.414)	(7.692.118)
<u>of which :</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(9.439.648)	(5.812.307)
- Interest Loss from foreign currency swap		(254.716)	(116.191)
Income from securities		750.200	1.540.691
Income from shares and other variable yield securities		750.200	1.540.691
Commission receivable	21	106.256.230	102.098.058
Commission payable		(52.040.385)	(49.567.473)
Net profit on financial operations		6.388.924	3.841.996
Other operating income	22	2.484.563	776.916
General administrative expenses		(51.064.124)	(49.304.431)
a) staff costs	24, 25	(20.806.005)	(18.758.113)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(16.838.247)	(15.510.238)
- social security costs		(2.420.642)	(2.190.449)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.541.426)	(1.388.637)
b) other administrative expenses	26, 30	(30.258.119)	(30.546.318)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(2.589.398)	(2.121.992)
Other operating charges	23	(507.993)	(449.139)

	Notes	2017	2016
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	0	2.237.832
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	<u>(11.831.429)</u>	<u>(8.162.892)</u>
Profit on ordinary activities after tax		35.407.616	22.864.296
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	<u>(1.548.824)</u>	<u>(711.548)</u>
Profit for the financial year		<u><u>33.858.792</u></u>	<u><u>22.152.748</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the "Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MIBL hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A..

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2017 (2016: USD 45.798).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2017 (2016: USD 0).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- Hardware equipment: 4 years;
- Software: 4 years and 5 years;
- Other intangible assets: 5 years;
- Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.14. Revenue recognition

The Bank's main streams of revenue are comprised of interests and commissions income. The Bank earns fee and commission income from a wide range of services it provides to its customers.

Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2017 USD	2016 USD
Not more than three months	135.000.000	477.000.000
More than three months but less than one year	807.000.000	578.000.000
	<u>942.000.000</u>	<u>1.055.000.000</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the item "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 14.984 (2016: 13.162).

Summary of shares in affiliated undertakings

As of December 31, 2017, the Bank no longer holds any participation recorded under "shares in affiliated undertakings".

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	8.036.038	0	(8.554.715)	518.677	0	0	0
2. Tangible assets	17.154.653	1.446.747	(190.665)	2.375.385	20.786.120	16.660.939	4.125.181
a) Hardware	1.179.119	14.349	(20.605)	163.271	1.336.134	1.185.140	150.994
b) Software	13.748.336	1.412.852	(102.933)	1.903.716	16.961.971	13.819.058	3.142.913
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.227.198	19.546	(67.127)	308.398	2.488.015	1.656.741	831.274
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Advance paid to IRS, US Tax authorities	1.258.254	2.285.714
Accrued interest income	4.666.886	4.629.590
Commission from the Management Company	283.041	357.395
Commission on fiduciary operations	1.969.915	1.659.378
Commission on global custody	8.936.086	9.508.271
Commission on investment funds	3.813.147	3.256.497
Prepaid general expenses	644.074	341.661
Prepaid income taxes	134.936	119.089
VAT recoverable	690.238	2.536.828
Other accrued income	566.677	695.606
Other Commissions	671.075	387.492
Other prepayments	393.820	320.567
	<u>24.028.149</u>	<u>26.098.088</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2017, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 4.008.887.622 (2016: USD 3.681.116.769).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2017, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2016: USD 10.000.000).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Preferential creditors	841.978	732.625
Sundry creditors	1.025.565	1.047.143
	<u>1.867.543</u>	<u>1.779.768</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Accrued commission	6.607.907	6.454.913
Accrued general expenses	5.653.314	3.551.199
Accrued interest expenses	885.708	113.912
Deferred income related to custody fees	524.416	721.710
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.)	4.680.727	4.955.817
VAT received from Tax authorities 2012-2014	0	1.556.606
Other accrued expenses	142.861	51.140
Other suspense receipt	24.523	56.719
	<u>18.519.456</u>	<u>17.462.016</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2017, there are no deferred tax liabilities.

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2017 USD	2016 USD
Provision for remuneration	1.519.421	1.167.614
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	0	45.798
	<u>1.519.421</u>	<u>1.213.412</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of November 9, 2017, the Bank increased the share capital by an amount of USD 149.999.997,38.

As of December 31, 2017, the Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 187.117.965,90 for 5.002.575 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2017	3.711.797	106.818.796	1.346
Profit for the year ended December 31, 2016	-	-	22.152.748
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	-	-	(33.057)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax 2017	-	4.276.351	(4.276.351)
- Transfer from Reserve for Net Worth Tax 2011	-	(3.100.000)	3.100.000
- Allocation to Free reserve	-	20.940.000	(20.940.000)
- Distribution in Kind to Shareholders	-	(8.274.013)	0
Balance at December 31, 2017	<u>3.711.797</u>	<u>120.661.134</u>	<u>4.686</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular I. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on November 19, 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The special reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 17.049.049 (2016: USD 15.872.698).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

As resolved in the Annual General Meeting dated March 24, 2017, the Bank has allocated an amount of USD 4.276.351 to special reserve for Net Worth Tax 2017 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2011 which amounted to USD 3.100.000 (EUR 2.388.015).

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2017.

Years	2017 Reserve for Net Worth Tax USD	2017 Reserve for Net Worth Tax EUR
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014 - 2015	3.019.136	2.495.050
2016	3.348.440	3.082.425
2017	4.276.351	4.049.050
Balance at December 31, 2017	<u>17.049.049</u>	<u>14.383.130</u>

On May 30, 2017, the Board of Directors has decided the payment in kind of an interim dividend through the transfer of all the shares of MUFG Lux Management Company S.A held by the Bank in favour of the holder of class A shares of the Bank. The distribution of the interim Dividend was done on June 1, 2017 for an amount of USD 8.274.013 (equivalent of EUR 7.375.000)

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2017, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2017 USD	2016 USD
Loans and advances to credit institutions	3.789.891.462	2.603.563.578
Shares in affiliated undertakings	0	8.036.038
Prepayments and accrued income	10.791.736	11.780.647
	<u>3.800.683.198</u>	<u>2.623.380.263</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

LIABILITIES

	2017	2016
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	2.098.463.451	1.532.309.759
Amounts owed to customers	659.726.748	94.447.464
Accruals and deferred income	4.972.871	4.161.707
	<u>2.763.163.070</u>	<u>1.630.918.930</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2017 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2017, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 3.822.601.922 and can be analysed as follows:

	2017
	USD
Loans and advances to credit institutions	3.789.888.999
Prepayments and accrued income	4.751.803
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	27.961.120
	<u>3.822.601.922</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2017, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 2.973.768.077 (2016: USD 3.687.241.556).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>578.509</u>	<u>545.385</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2017	2016
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	<u>521.191</u>	<u>1.351.407</u>

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2017 and 2016:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 21 - COMMISSIONS RECEIVABLE

	2017	2016
	USD	USD
Fees on Investment Funds	19.403.089	17.042.693
Fees on Global custody from Institutional customers	74.948.090	75.850.929
Fees on Fiduciary transactions	10.347.746	8.068.217
Fees on Services to Management Company	1.003.474	905.203
Other fees and commissions	553.831	231.016
	<u>106.256.230</u>	<u>102.098.058</u>

Commissions receivable consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depositary and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2017	2016
	USD	USD
Adjustment for commission previous years	226.068	437.964
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	568.181	161.260
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	67.500	66.722
VAT refund for previous year (2012-2014)	1.441.990	0
Other	180.824	110.970
	<u>2.484.563</u>	<u>776.916</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2017	2016
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	346.695	122.929
Commission previous years	137.159	293.332
Interest on previous years	13.741	15.350
Others operating losses	10.398	17.528
	<u>507.993</u>	<u>449.139</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2017 Number	2016 Number
Senior management	30	29
Middle management	66	71
Employees	74	76
	<u>170</u>	<u>176</u>

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2017 USD	2016 USD
Senior management	<u>5.832.575</u>	<u>5.151.542</u>
Of which variable remuneration	871.739	791.860
Of which fix remuneration	4.960.836	4.359.682

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2017 and 2016, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2017	2016
	USD	USD
Data charges	1.165.998	1.223.338
Maintenance	1.041.720	933.559
Membership fees	1.442.936	800.032
Professional fees	4.376.343	4.308.794
Rent and related expenses	1.109.879	1.067.196
Service contracts	5.192.885	5.057.176
Service fee	3.412.539	3.985.016
System cost	11.204.978	12.041.688
Telecommunication expenses	384.358	361.065
Travelling, moving, business trips	226.957	135.383
Other expenses	699.526	633.071
	<u>30.258.119</u>	<u>30.546.318</u>

As of December 29, 2016 the Bank has booked as expenses the remaining balance of Professional fees and System costs treated as prepaid expenses for the year 2012 to year 2015 (Professional fees : USD 701.908, System cost : USD 672.840).

The increase of the costs for Memberships is due to the increase of the fees paid to Single Resolution Funds during the year 2017.

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2017	2016
	USD	USD
Corporate Income Tax	8.893.072	6.270.710
Municipal Business Tax	2.938.357	1.892.182
	<u>11.831.429</u>	<u>8.162.892</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2017	2016
	USD	USD
Net worth tax	0	33
VAT	1.483.823	661.473
Other taxes	65.001	50.042
	<u>1.548.824</u>	<u>711.548</u>

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2017, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

The deposit guarantee scheme (“Fonds de garantie des dépôts Luxembourg” (FDGL)) and the investor compensation system (“Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg” (SIIL)) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund (“Fonds de resolution Luxembourg” (FRL)), respectively to the FDGL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FDGL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount will be collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0.8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2017, the Bank's annual contribution amounted to EUR 970.420 (USD 1.075.566).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 30 - AUDIT FEES

During the financial year, the Bank has been charged by the Audit firm and its entire network with the following fees (excluding VAT):

	2017	2016
	USD	USD
Audit fees	265.049	258.355
Audit-Related fees	157.633	109.445
Tax fees	41.309	39.625
Other fees	26.272	6.692
	<u>490.263</u>	<u>414.117</u>

The Non Audit Services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following services:

- a. ISAE 3402 /SOC 1 Type II Report for the period from January 1, 2017 to December 31, 2017;
- b. Preparation of tax returns;
- c. Preparation of VAT returns.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

NOTE 31 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

31.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2017, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	^{2 2} _{6 4} > 3 months 1 year	^{2 2} _{6 4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	0	0	0	0	0
Balances with the BCL	2.294.618.594	0	0	0	2.294.618.594
Loans and advances to credit institutions	3.272.919.230	807.000.000			4.079.919.230
Loans and advances to customers	265.472	0	0	0	265.472
Shares and other variable yield securities	0	0	0	14.984	14.984
Total	<u>5.567.803.296</u>	<u>807.000.000</u>	<u>0</u>	<u>14.984</u>	<u>6.374.818.280</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions					
Amounts owed to customers	2.103.521.459	0	0	0	2.103.521.459
	3.913.497.702	0	0	0	3.913.497.702
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	578.509	0	0	0	578.509
Total	<u>6.017.597.670</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6.017.597.670</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

As at December 31, 2016, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.569	0	0	0	1.569
Balances with the BCL	1.980.129.297	0	0	0	1.980.129.297
Loans and advances to credit institutions	2.440.465.826	578.000.000	0	0	3.018.465.826
Loans and advances to customers	147.465	0	0	0	147.465
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.162	13.162
Total	<u>4.420.744.157</u>	<u>578.000.000</u>	<u>0</u>	<u>13.162</u>	<u>4.998.757.319</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.535.758.747	0	0	0	1.535.758.747
Amounts owed to customers	3.299.365.691	0	0	0	3.299.365.691
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	<u>545.385</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>545.385</u>
Total	<u>4.835.669.823</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4.835.669.823</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

31.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2017, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	3.257.117.915	0	0	0	3.257.117.915	24.750.086
Swaps	812.986.742	0	0	0	812.986.742	2.151.255
Total	<u>4.070.104.657</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4.070.104.657</u>	<u>26.901.341</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	3.057.118.085	0	0	0	3.057.118.085	22.397.245
Swaps	2.201.155.324	0	0	0	2.201.155.324	8.610.571
Total	<u>5.258.273.409</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>5.258.273.409</u>	<u>31.007.816</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2017 and a value date after December 31, 2017.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

As at December 31, 2016, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.513.328.420	14.474.319	0	0	1.527.802.739	15.342.558
Swaps	<u>651.787.947</u>	<u>2.811.669</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>654.599.616</u>	<u>2.236.629</u>
Total	<u><u>2.165.116.367</u></u>	<u><u>17.285.988</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>2.182.402.355</u></u>	<u><u>17.579.187</u></u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.395.026.531	14.882.836	0	0	1.409.909.367	14.796.033
Swaps	<u>1.683.232.675</u>	<u>4.276.834</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.687.509.509</u>	<u>5.640.893</u>
Total	<u><u>3.078.259.206</u></u>	<u><u>19.159.670</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>3.097.418.876</u></u>	<u><u>20.436.926</u></u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2016 and a value date after December 31, 2016.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

31.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2017, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2017 Carrying amount in USD	2016 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	2.294.618.594	1.980.130.866
EU member countries	2.294.618.594	1.980.130.866
Loans and advances to credit institutions	4.079.919.230	3.018.465.826
EU member countries	470.317.266	413.806.919
North & Central America	1.493.150.265	757.029.131
Asia	2.104.162.750	1.828.577.178
Europe, non-EU member countries	9.871.366	9.261.471
Australia and New Zealand	2.417.583	9.791.127
Loans and advances to customers	265.472	147.465
EU member countries	4.473	125.983
North & Central America	39.775	21.482
Asia	221.074	0
Europe, non-EU member countries	150	0
Shares and other variable yield securities	14.984	13.162
North & Central America	12.008	10.547
EU member countries	2.976	2.615
Total	<u>6.374.818.280</u>	<u>4.998.757.319</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

31.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2017, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2017 Notional/ payable amount in USD	2017 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.151.209.346	8.548.868
America	2.105.636.836	16.199.995
Asia	271.733	1.223
Swaps		
EU member countries	812.986.742	2.151.255
Total	4.070.104.657	26.901.341

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2017

- continued -

As at December 31, 2016, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2016 Notional/ payable amount in USD	2016 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.299.763.106	12.134.109
America	228.039.632	3.208.449
Swaps		
EU member countries	<u>654.599.617</u>	<u>2.236.629</u>
Total	<u><u>2.182.402.355</u></u>	<u><u>17.579.187</u></u>

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、2017年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書および財務書類に対する注記（重要な会計方針の要約を含む。）から構成されるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「本銀行」という。）の財務書類について監査を行った。

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い、本銀行の2017年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の営業成績を、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

意見の基礎

我々は、EU規則第537/2014号、2016年7月23日法および金融監督委員会（以下「CSSF」という。）によってルクセンブルグに適用された国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。当該規則、法および基準に基づく我々の責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する承認された監査人の責任」で詳述する。また、我々は、CSSFによってルクセンブルグに適用された国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（IESBA規程）および我々による本財務書類の監査に関連する倫理上の義務に従って本銀行から独立しており、当該倫理上の義務に基づくその他の倫理上の責任を果たした。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の意見の基礎を提供するために十分かつ適切なものであると確信している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的判断において、当期の財務書類の監査上最も重要であった事項をいう。我々は、これらの事項について、財務書類全体に対する監査の観点から、財務書類に対する監査意見の形成にあたり検討しており、これらの事項に関して個別の意見を提供しない。

監査上最も重要な事項の一つであると判断した理由	監査における対応方法
我々は、財務書類のうち、「重要な会計方針の要約—注記2.14 収益認識」および「注記21 未収手数料」について言及する。 2017年12月31日現在の未収手数料は106,256,230米ドルであった。未収手数料は、主にファンド管理事務、信託業務およびグローバルカストディ業務から生じている。 原投資対象、合意された条件および提供される業務によって適用される基準およびレートが異なる。 本銀行の未収手数料認識プロセスは、人の手による重大な介入を伴う。 したがって、未収手数料の計算は、関連する金額が大きく、かつ未収手数料の計算に関し複雑性および運用上のリスクが存在することから、監査上の主要な事項とみなされる。	我々は、未収手数料認識プロセスを理解した上で、当該プロセスにおける主要な統制について検討した。人の手による未収手数料の処理に関連する不備が判明したため、我々は統制信頼性アプローチを用いず、詳細テストと分析的実証手続の組み合わせで構成される監査実証手続に基づいて確証を得た。 我々は、手数料収入の種類ごとの合計額について予測を策定し、当該予測額を本銀行により計上された金額と比較した。 異なる種類の手数料の実例として、 ・我々は、手数料について別途再計算を行うことにより未収手数料をテストした。これには、外部証拠に対する基礎的根拠の修正も含まれた。 ・我々は、爾後の支払に対する手数料の受領を承認した。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、経営者報告書に記載される情報から構成されるが、財務書類およびそれに対する承認された監査人の報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関して、我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程において、その他の情報に、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と重大な不一致があるか、または重大な虚偽記載があると思われるかについて検討することである。我々が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があるという結論に達した場合、我々はかかる事実を報告する必要がある。この点に関し、我々が報告すべき事実はない。

財務書類に対する取締役会およびガバナンス担当者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類を作成するために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、継続企業としての本銀行の存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施について責任を負う。ただし、取締役会が本銀行を清算もしくはその業務を停止する意向を有する場合、またはそうするより他に現実的な代替方法がない場合を除く。

ガバナンス担当者は、本銀行の財務報告プロセスの監督について責任を負う。

財務書類の監査に対する承認された監査人の責任

我々の監査の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得て、我々の意見を含む承認された監査人の報告書を発行することにある。合理的な確証は、高い水準の確証であるが、EU規則第537/2014号、2016年7月23日法およびCSSFによってルクセンブルグに適用されたISAに準拠して行われた監査が、存在するすべての重要な虚偽記載を常に発見することを確約するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

EU規則第537/2014号、2016年7月23日法およびCSSFによってルクセンブルグに適用されたISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。我々は、以下の事項も実施する。

- 不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽記載のリスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明または内部統制の無効化が伴うことがあるためである。
- 状況に照らして適切である監査手続を策定するため、監査に関する内部統制を理解する。ただし、これは本銀行の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。
- 取締役会が採用した会計原則の適切性および取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性について評価する。
- 取締役会が継続企業の前提による会計処理を実施したことの適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、本銀行の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事由または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かについて結論を下す。我々は、重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、承認された監査人の報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不十分な場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、承認された監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事由または状況により、本銀行が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）ならびに財務書類が基礎となる取引および事由を適正に表示しているかを評価する。

我々は、ガバナンス担当者と、特に、計画した監査の範囲およびその実施時期ならびに監査上の重要な発見事項（監査の過程で我々が発見した内部統制の重要な不備を含む。）に関して協議する。

また、我々はガバナンス担当者に対し、独立性に関する関連する倫理上の義務を遵守している旨を書面で伝え、我々の独立性および（該当する場合）関連する予防手段に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項を伝達する。

我々は、ガバナンス担当者に伝達した事項のうち、当期の財務書類の監査上最も重要であった事項、すなわち監査上の主要な事項を決定する。我々は、法律または規則により当該事項の公表が認められない場合を除き、当該事項を当報告書に記載する。

その他の法律および規制の要件に関する報告

我々は、2017年３月14日に取締役会によって、承認された監査人に任命され、これまでの更新および再任を含む我々の連続する監査契約期間は44年間である。

経営者報告書は、本財務書類と整合しており、法的要件に従い作成されたものである。

我々は、監査業に関するEU規則第537/2014号で言及される禁止対象の非監査業務を提供しておらず、監査を行う上で我々が引き続き本銀行から独立していることを確認する。

デロイト・オーディット、承認された監査法人

〔署名〕

ラファエル・シャルリエ、承認された監査人
パートナー

2018年３月９日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the Audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the “Bank”), which comprise the balance sheet as at December 31, 2017, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts present fairly, in all material respects, the financial position of the Bank as at December 31, 2017 and the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities under those Regulation, Law and standards are further described in the “Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the annual accounts” section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key Audit Matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Why the matter was considered to be one of most significant in the audit	How the matter was addressed in the audit
We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.14 - Revenue Recognition and Note 21 on Commission Receivable of the annual accounts. Commission receivable amounted to USD 106,256,230 as of December 31, 2017. Commission receivable mainly derives from fund administration, fiduciary and global custody operations. Different underlying bases and rates are applicable depending on the underlying investments, agreed terms and services provided. The process of commission receivable recognition for the Bank includes significant manual interventions. Accordingly, the calculation of commission receivable are considered to be a key audit matter due to the significance of the amounts involved, combined with the complexity and operational risk associated with determining the calculation of the commission receivable.	We obtained an understanding of the commission receivable recognition process, and we reviewed key controls in the process. Due to deficiencies identified related to the manual processing of commission receivable, we did not use a control reliance approach and our assurance was obtained based on substantive audit procedures, consisting of a combination of tests of details and substantive analytical procedures. We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank. For a sample of the different types of commissions: • we tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions. This also included the reconciliation of the underlying basis to external evidence; • we agreed the receipt of the commissions to subsequent payments.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors and Those Charged with Governance for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Bank's financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'Entreprises Agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as Réviseur d'Entreprises Agréé by the Board of Directors on March 14, 2017 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 44 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation No 537/2014, on the audit profession were not provided and that we remain independent of the Bank in conducting the audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de Révision Agréé

Raphaël Charlier, Réviseur d'Entreprises Agréé
Partner

March 9, 2018

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。